

パブリックコメント版

第5次南越前町地域福祉計画・
地域福祉活動計画
(案)

令和8年 月

南越前町
社会福祉法人 南越前町社会福祉協議会

目 次

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 第1章 基本的な考え方 | 1 |
| 1 地域福祉計画について | 1 |
| 2 計画策定の趣旨 | 3 |
| 3 計画の位置づけと期間 | 3 |
| 4 計画の策定体制 | 5 |
| | |
| 第2章 本町を取り巻く状況 | 6 |
| 1 統計からみる現状 | 6 |
| 2 住民アンケート調査からみる現状 | 12 |
| 3 庁内ワーキングチームから出てきた現状 | 26 |
| 4 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価 | 27 |
| 5 策定委員からの意見・提案 | 31 |
| 6 状況のまとめ | 32 |
| | |
| 第3章 基本理念と基本目標 | 33 |
| 1 基本理念 | 33 |
| 2 基本目標 | 34 |
| 3 施策の体系 | 35 |
| | |
| 第4章 施策の展開 | 36 |
| 1 安心安全なくらしを支える体制づくり | 36 |
| 2 見守り支え合う人づくり | 40 |
| 3 協働による地域づくり | 43 |
| | |
| 第5章 推進体制 | 45 |
| 1 協働・連携による計画の推進 | 45 |
| 2 進行管理・評価 | 45 |
| | |
| 資料編 | 46 |
| 1 本計画策定の経緯 | 46 |
| 2 策定委員会設置要綱 | 47 |
| 3 策定委員名簿 | 49 |

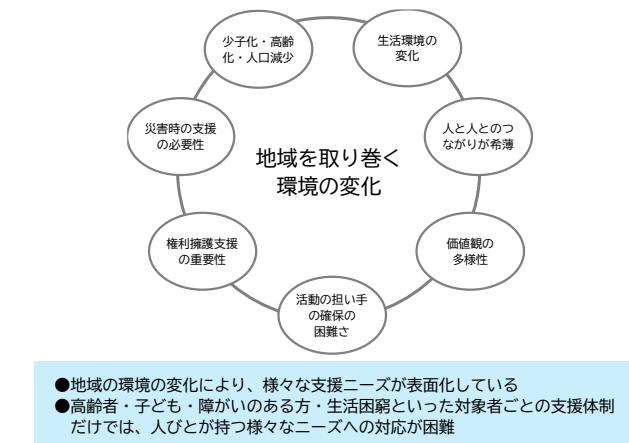
基本的な考え方

1 地域福祉計画について

(1) 地域共生社会の実現に向けて

今日、私たちの社会は、人口減少や少子高齢化の進展に加え、単身世帯の増加や地縁の希薄化など、大きな構造的变化の中にあります。これに伴い、いわゆる「8050問題」や「ヤングケアラー」、「ダブルケア（育児と介護の同時進行）」など、単一の福祉制度では対応しきれない複雑化・複合化した生活課題が顕在化しています。

こうした背景から提唱されたのが「地域共生社会」です。これは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という固定的な関係を超え、住民・行政・多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や属性を問わずつながることで、誰もが自分らしく生きがいを持って暮らすことができる社会をいいます。本町においても、この「地域共生」の理念を福祉施策の根幹に据え、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。



地域共生社会の実現が必要



資料：厚生労働省

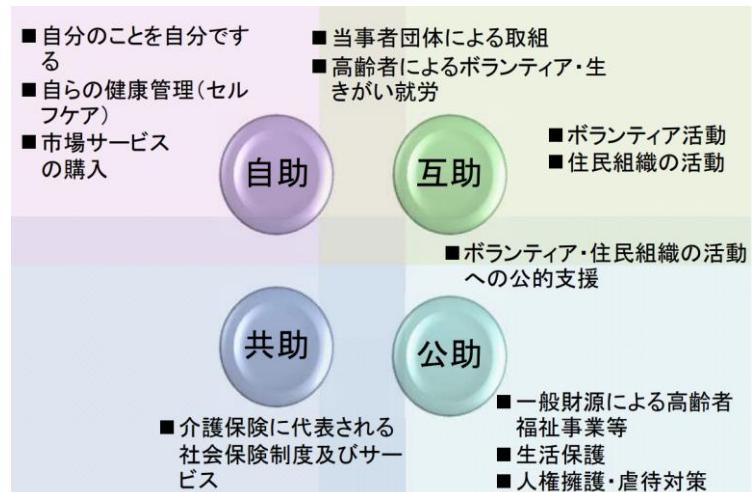
(2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域共生社会の理念を踏まえ、福祉制度の縦割りを超え、横断的な課題や制度の狭間の課題についても、住民の主体性を引き出し、地域に暮らす全ての人が共に支え合える環境を整えるために市町村が策定する行政計画です。社会福祉法では、福祉の各分野（高齢者、障がい者、児童など）の共通事項を定め、地域福祉を推進するための「上位計画」として位置づけられています。

(3) 地域福祉を進める重要な視点

地域福祉の推進においては、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力していくことが重要です。

個人や家族が取り組む「自助」、近所の住民や地域の団体等による「互助」、社会保険制度およびサービスなどの「共助」、そして行政等による「公助」という視点による役割分担を基本として、住民の自主的な活動と関係団体の活動や公的サービスが連携・協力し、協働で課題解決に取り組むことが必要となります。



資料：厚生労働省 「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム

2 計画策定の趣旨

（1）計画策定の背景

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進に関する基本的事項を定めるために策定するものです。令和2年の法改正により、属性を問わない包括的な支援体制の整備として、制度の狭間にある課題に対しても断らない相談支援や参加支援を一体的に提供する支援のあり方を明示し、複雑な生活課題を抱える世帯を早期に把握し、適切な支援につなげる体制を構築することを目指しています。

当町においても自然災害や感染症などによる脅威や不安も高まる中、経済的な生活困窮や高齢者のみの世帯が増えるなどの要因から、複合的かつ長期的な支援が必要となっている状況にあります。

このような背景を踏まえ、社会情勢や制度の変化に対応するため、本町で令和3年3月に策定した「第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」が令和7年度に終了することから、新たに「第5次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という）を策定します。また本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく南越前町再犯防止推進計画も内包するものとします。

3 計画の位置づけと期間

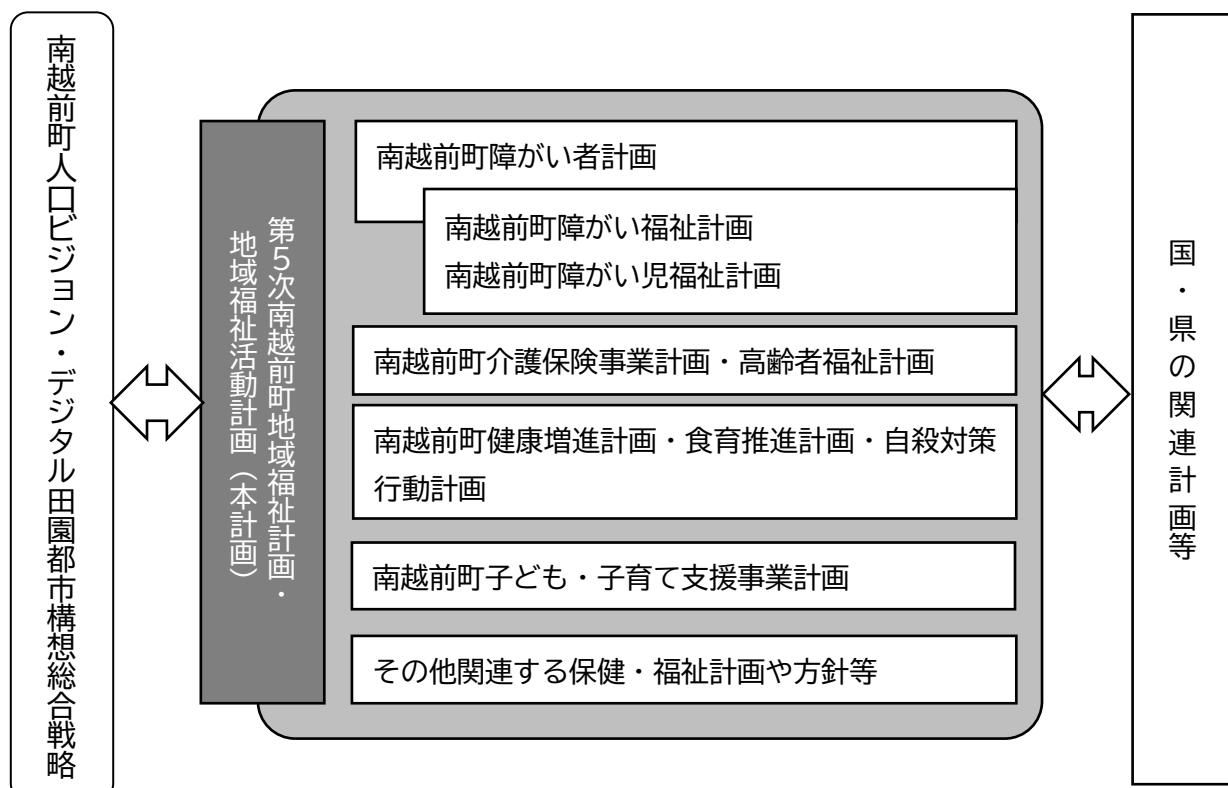
（1）地域福祉計画と地域福祉活動計画について

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画に相当します。一方、地域福祉活動計画は、地域住民が主体となって地域課題の解決をはかるために、同法109条の規定に基づいて組織された社会福祉協議会が策定する民間の計画です。

この両計画は地域福祉を推進していく車の両輪としてともに欠かせないものであり、両計画の連携が重要であることから、本計画は両者を一体のものとして策定します。

(2) 他計画との関連

本計画は、本町における福祉関係の個別計画を包括する計画として位置づけられます。また、主として人口減少対策や地方創生に向けた「南越前町人口ビジョン」および「デジタル田園都市構想総合戦略」、そのほか国や県の関連計画等との整合性をはかり策定します。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより計画の見直しが必要な場合は、計画期間中であっても改定や変更を行うものとします。

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会による協議

住民組織の代表者、民生委員児童委員、ボランティア団体の代表者、福祉団体等の代表者、社会福祉施設の代表者、行政等で構成される「南越前町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、計画内容の協議を行いました。

(2) 町民アンケートの実施

町民の地域福祉に関する課題やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、町内の18歳以上を対象に町民アンケートを実施しました。

郵送による配布・回収及びWEBによる回答で実施し、配布数1,000件に対し、回収数379件（回収率37.9%）となりました。

(3) 庁内ワーキングチーム会議の実施

庁内では「庁内ワーキングチーム会議」を設置し、関係各課と連携、調整をはかりながら策定しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画内容については、住民から幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和8年2月3日から2月17日まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

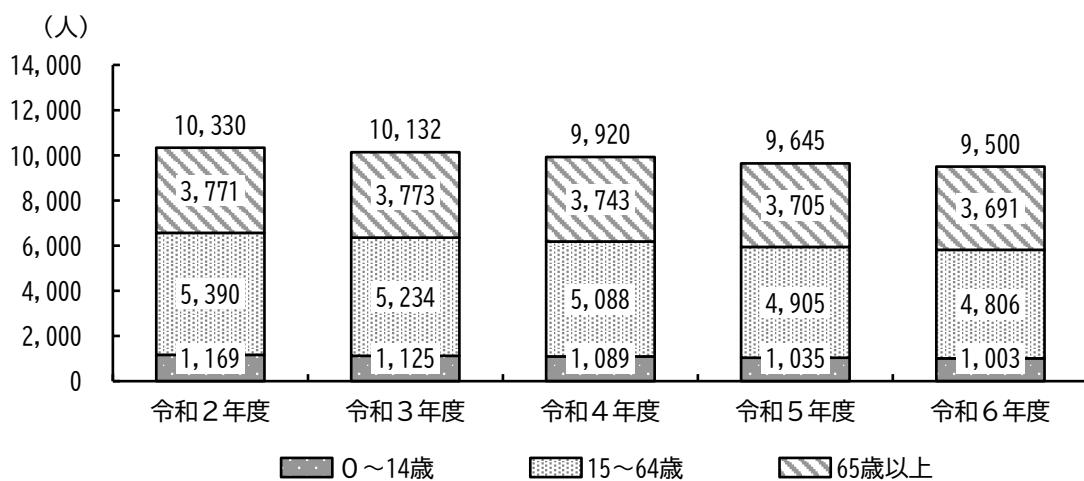
本町を取り巻く状況

1 統計からみる現状

(1) 人口の推移

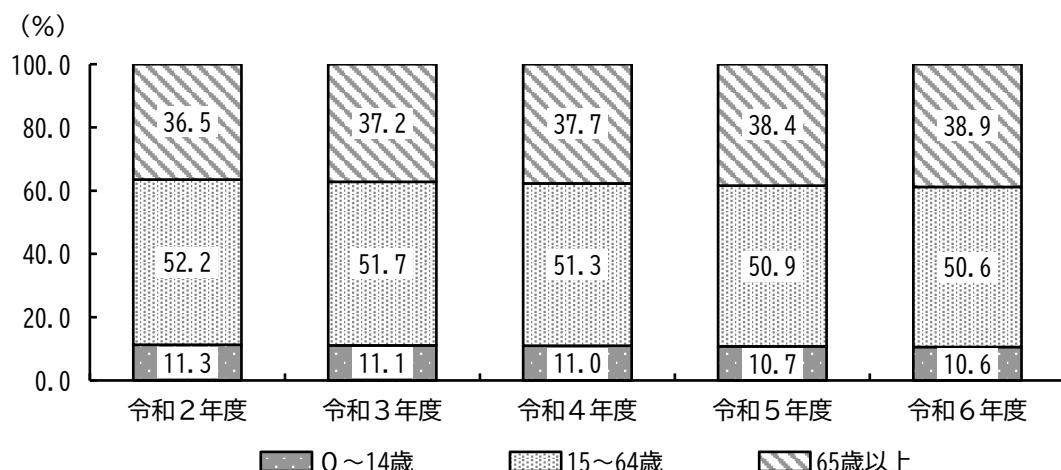
本町の総人口は年々減少を続けており、令和6年度は令和2年度と比較して830人(8.0%)減の9,500人となっています。

年齢3区別でみると、どの年齢層も減少しています。



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

人口の推移を年齢3区別の構成比でみると、0～14歳人口と15～64歳人口の割合は年々減少しています。一方で65歳以上人口の割合は年々して増加しており、令和5年度以降は38.0%を上回っています。



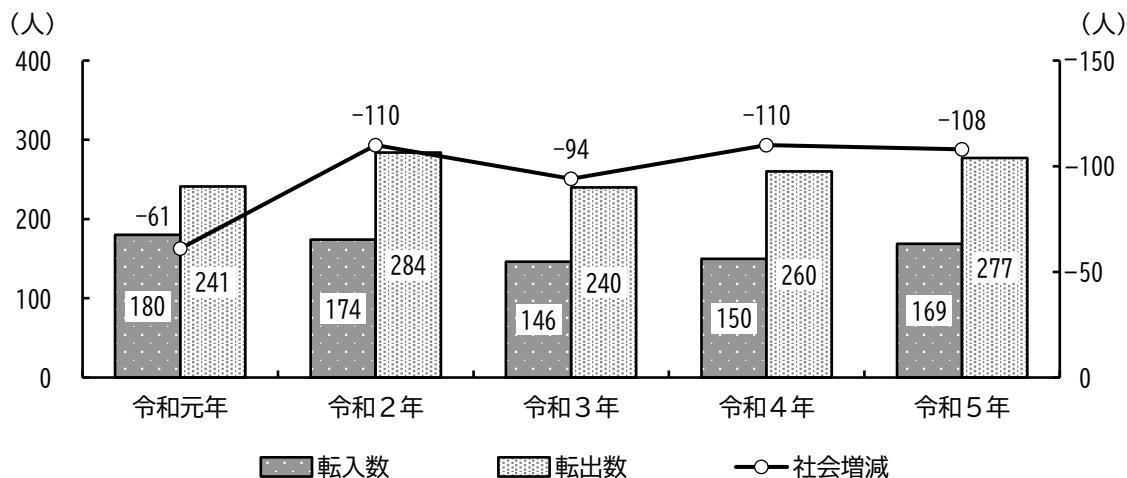
資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

(2) 人口動態

① 社会動態

人口の社会動態（転入と転出の状況）をみると、すべての年で転出数が転入数を上回っています。

社会減の数は、令和5年で108人となっています。

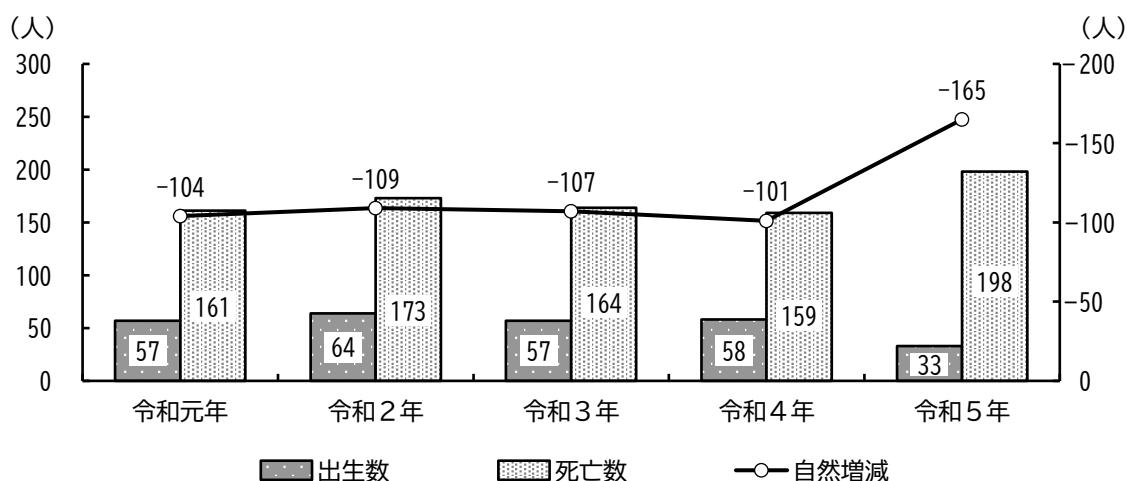


資料：福井県統計年鑑（各年、前年10月から1年間の推移）

② 自然動態

人口の自然動態（出生と死亡の状況）をみると、すべての年で死亡数が出生数を上回っています。

自然減の数は、令和5年で165人となっており、過去5年間で最も多くなっています。



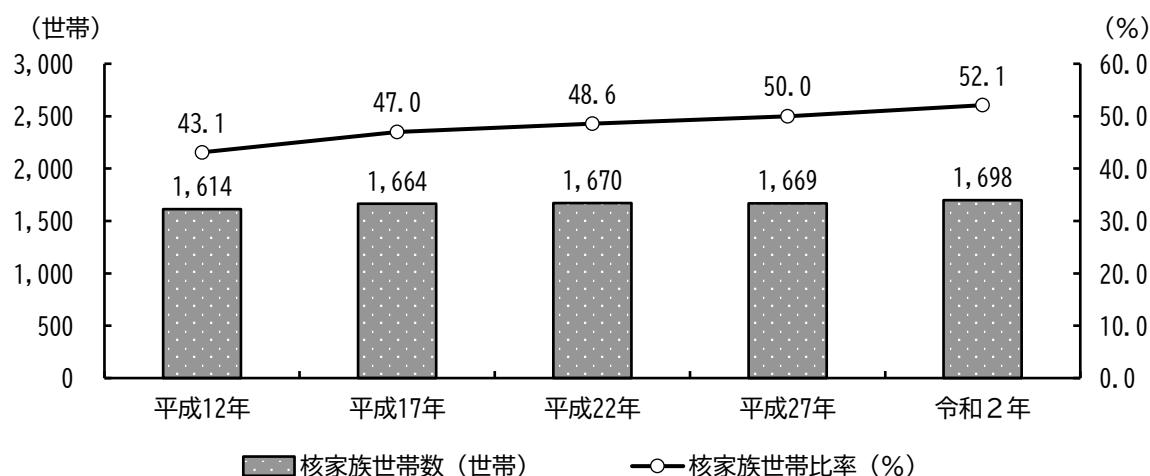
資料：福井県統計年鑑（各年、前年10月から1年間の推移）

(3) 世帯数の状況

① 核家族世帯数の推移

核家族（夫婦または親子二世代だけの家族）世帯の数は、平成27年にやや減少したものの、概ね増加傾向となっています。

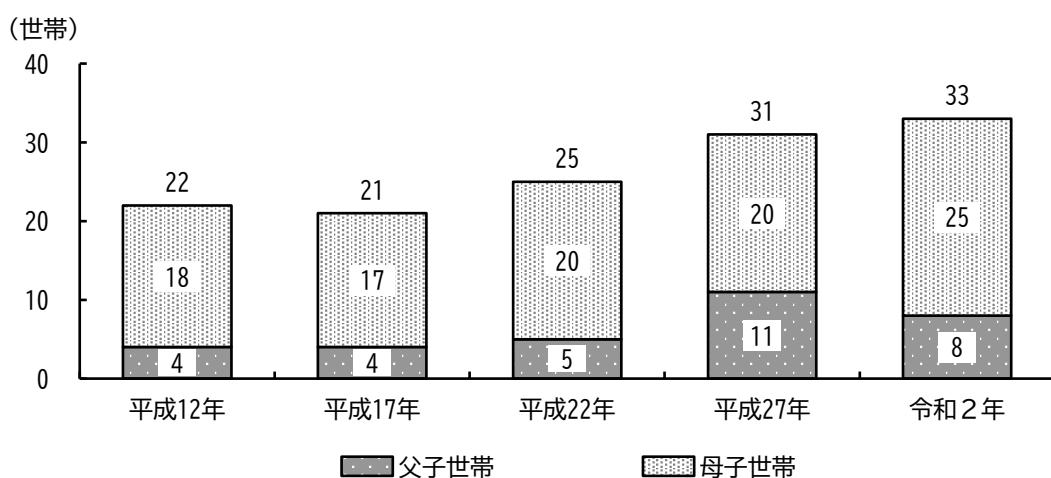
全世帯に占める核家族世帯の割合は、年々増加しており、令和2年は52.1%となっています。



資料：国勢調査

② ひとり親世帯数の推移

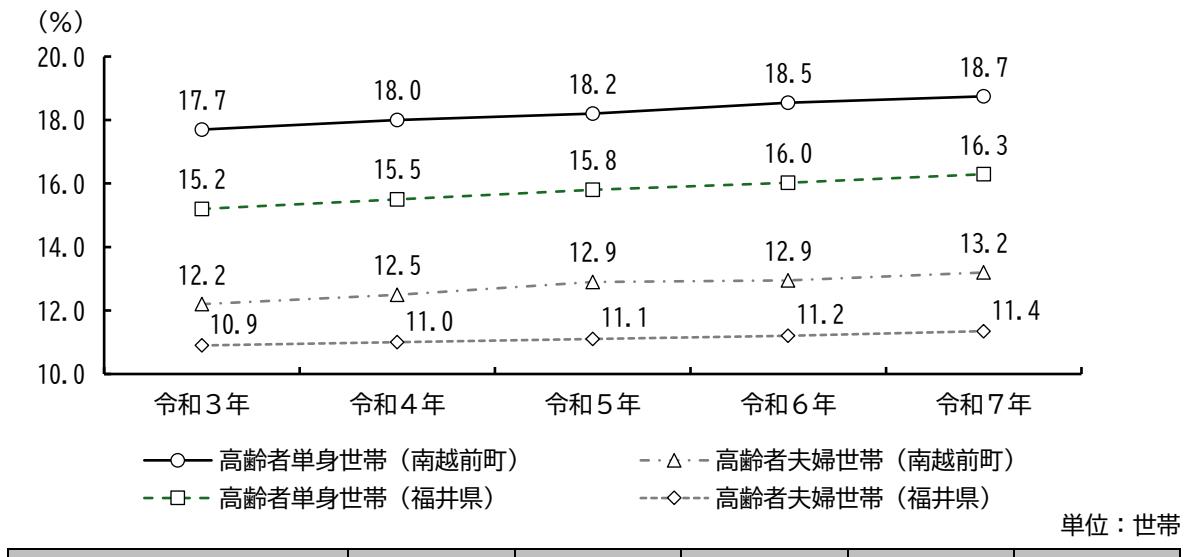
ひとり親世帯の数は、概ね増加傾向となっており、令和2年では父子世帯が8世帯、母子世帯が25世帯の合計33世帯となっています。



資料：国勢調査

(4) 高齢者世帯数と高齢化率の推移

令和7年4月時点の65歳以上の高齢者単身世帯は18.7%、高齢者夫婦世帯[※]は13.2%と令和3年以降増加しており、ともに県と比較しても高い状況です。



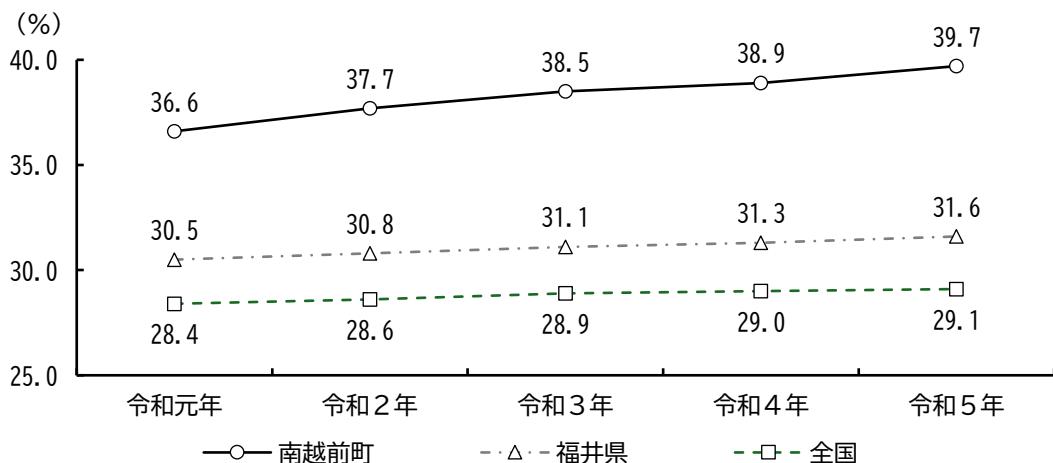
単位：世帯

| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総世帯数 | 3,424 | 3,392 | 3,355 | 3,344 | 3,334 |
| 65歳以上の親族のいる世帯 | 2,485 | 2,464 | 2,448 | 2,419 | 2,395 |
| 高齢単身世帯 | 605 | 609 | 612 | 620 | 625 |
| 高齢夫婦世帯 | 418 | 424 | 432 | 433 | 440 |

※ 高齢者夫婦世帯：夫婦ともに65歳以上の一般世帯

資料：高齢者福祉基礎調査（各年4月1日）

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の推移をみると、令和元年以降、年々増加しており、令和5年は令和元年と比較して3.1ポイント増の39.7%となっています。全国や県と比較しても高い水準となっています。

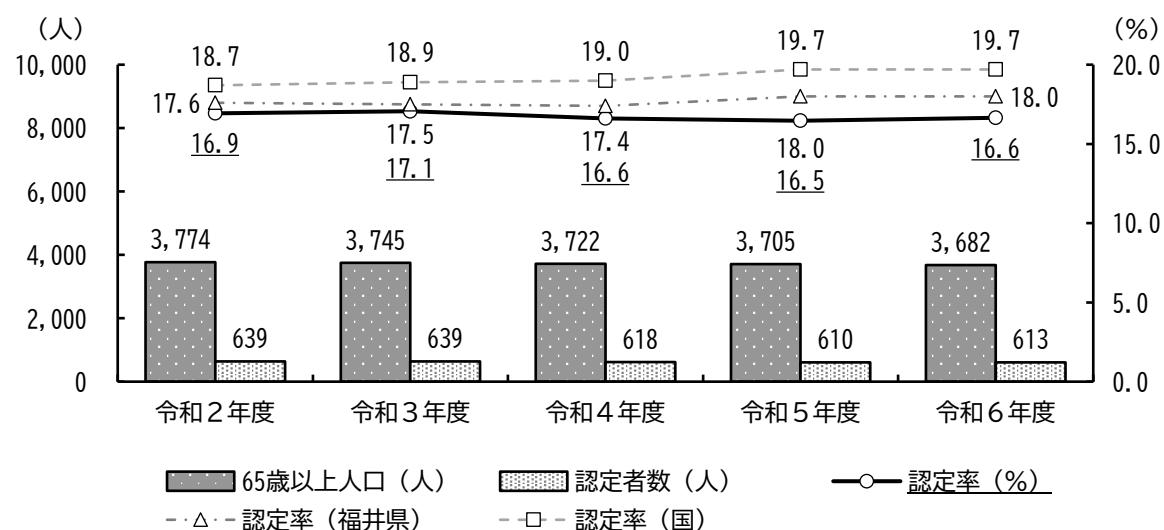


資料：国 総務省「人口推計」（各年10月1日現在）
県・町 福井県統計年鑑（各年10月1日現在）

(5) 要支援・要介護認定者数の状況

令和6年度は令和2年度と比較して総人口は約8%、高齢者人口は約3.6%減少している中、要支援・要介護認定者の数は26人(4.0%)減の613人で、やや減少傾向となっています。

65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合(認定率)をみると、ほぼ横ばいであり、県、国と比較しても低く推移しています。



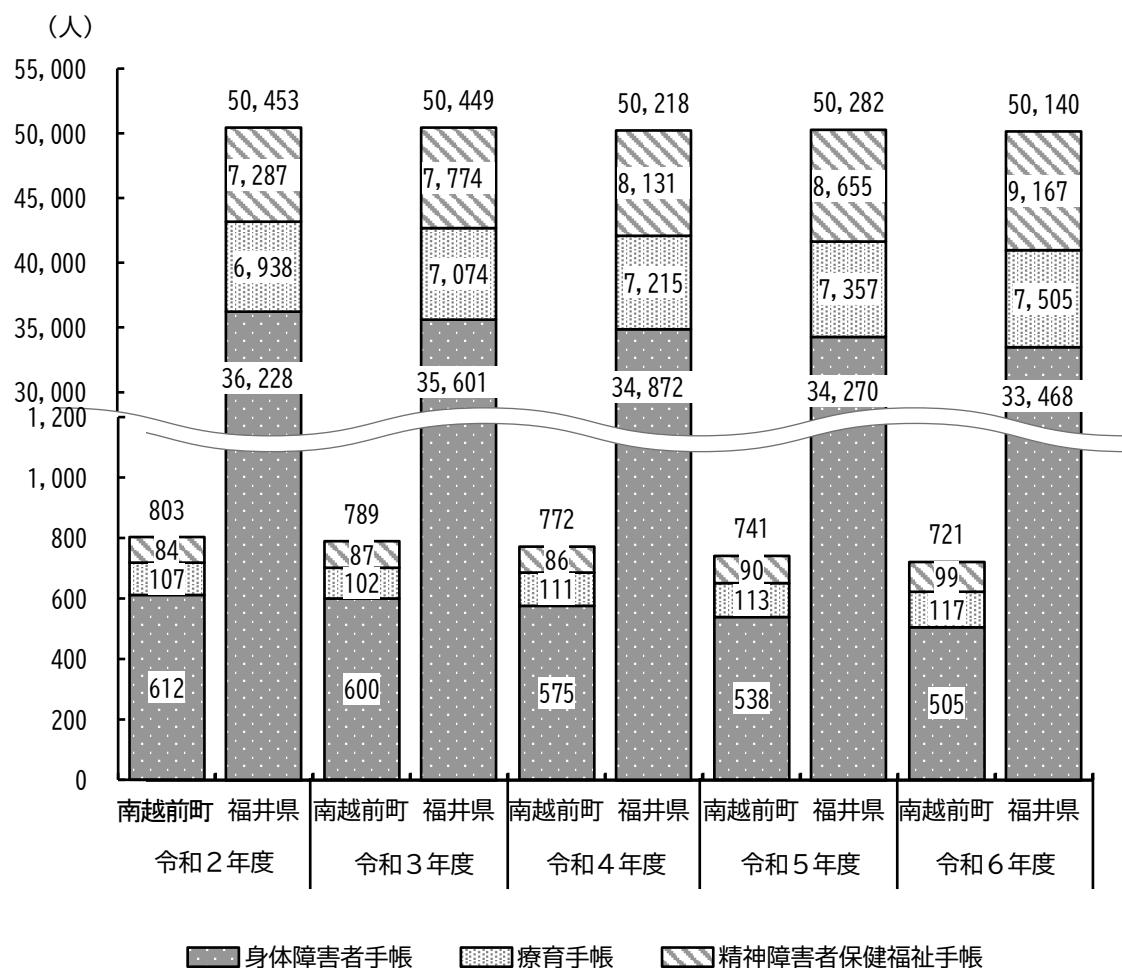
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(6) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者の数は平成27年度をピークに減少傾向にあり、令和6年度は令和2年度と比較して82人(10.2%)減の721人となっています。

手帳の種別でみると、身体障害者手帳所持者は17.5%減の505人、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者は概ね増加傾向となっています。

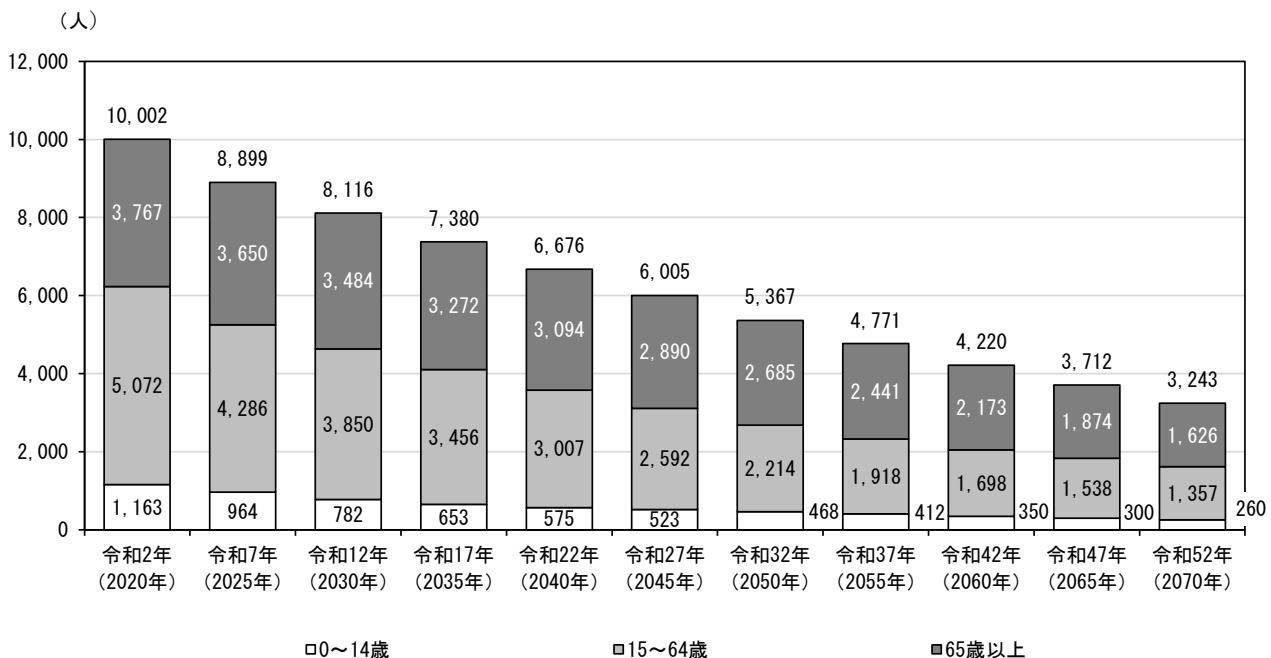
また令和6年度の障害者手帳所持者に占める各手帳の種別割合は、身体障害者手帳が70.0(県 66.7)%で、令和2年度と比較し約6.2%減少しています。このほか、療育手帳が約16.2(県 15.0)%、精神障害者保健福祉手帳13.8(県 18.3)%を占め、県と比較し精神障害者保健福祉手帳の割合が少ない状況です。



資料：福井県障害福祉課

(7) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」に基づく本町の将来人口推計によると、令和32年（2050年）の総人口は5,367人であり、令和2年（2020年）から約46.3%の減少になると見込まれます。



資料：人口推計用ワークシート（国提供）

2 住民アンケート調査からみる現状

(1) 住民アンケート調査の概要

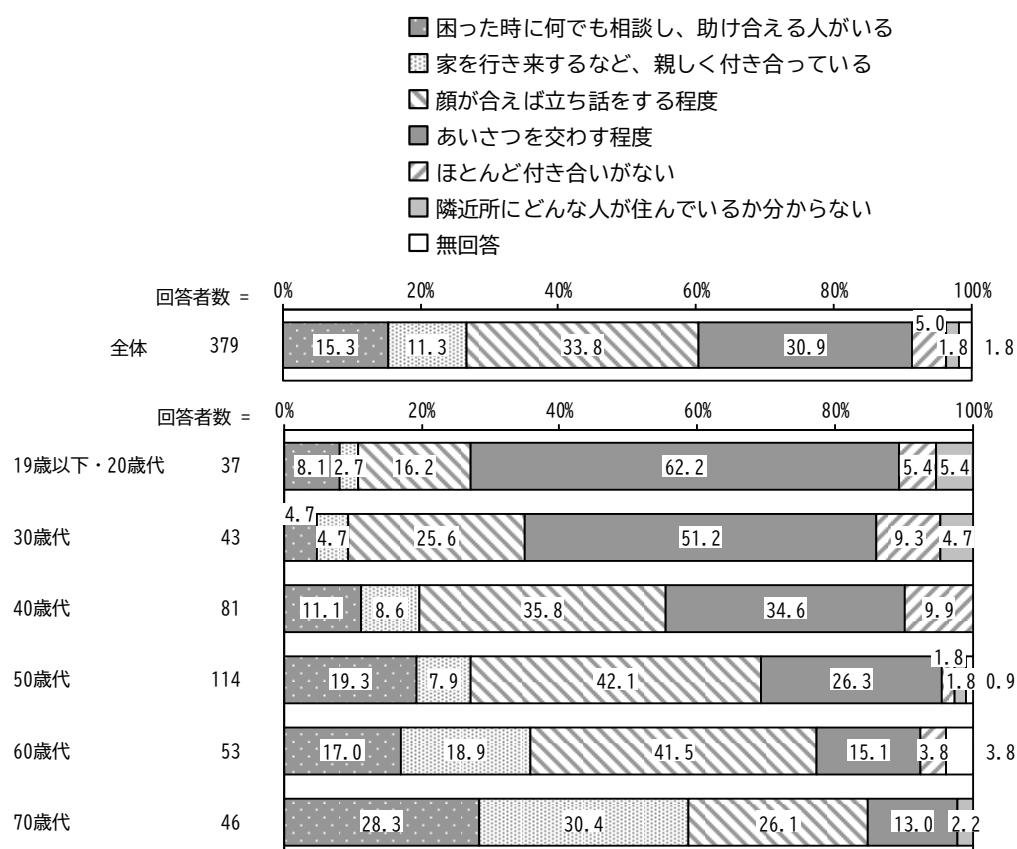
| | |
|-------|---|
| 調査地域 | 南越前町全域 |
| 調査対象者 | 18歳以上の住民1,000人（無作為抽出） |
| 調査期間 | 令和7年7月30日（水）～8月15日（金） |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収及びWEBによる回答 |
| 回収結果 | 回収数：380件（郵送：297件、WEB：83件） 有効回収数：379件（郵送：296件、WEB：83件） 有効回収率：37.9% |

(2) 住民アンケート調査の主な結果

① 住まいの地域の人との付き合いの程度について

「顔が合えば立ち話をする程度」の割合が33.8%と最も高く、次いで「あいさつを交わす程度」の割合が30.9%、「困った時に何でも相談し、助け合える人がいる」の割合が15.3%となっています。

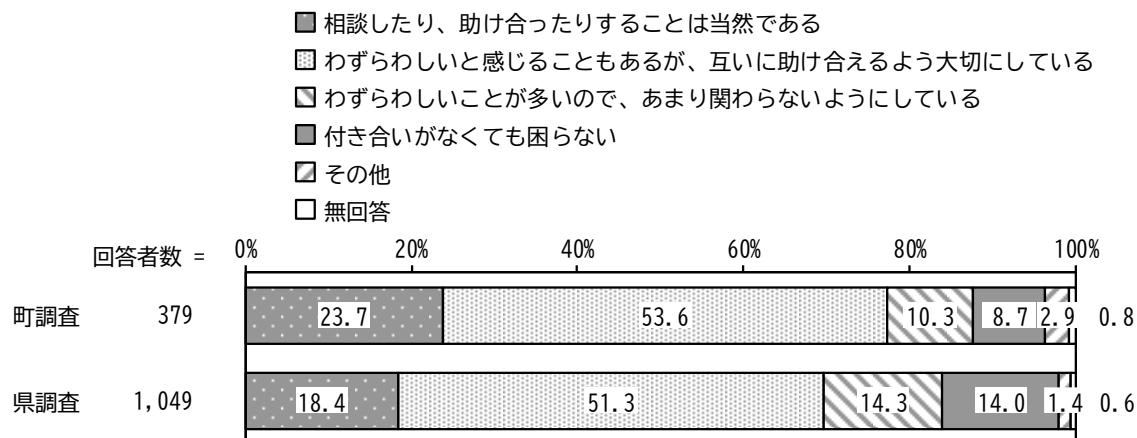
年代別にみると、年代が上がるほど「家を行き来するなど、親しく付き合っている」の割合が高い傾向にあり、「あいさつを交わす程度」の割合が低く、30歳代から70歳代まで年代が上がるほど「困った時に何でも相談し、助け合える人がいる」の割合が高い傾向にあります。また、19歳以下・20歳代で「顔が合えば立ち話をする程度」の割合が低くなっています。



② 住まいの地域の人との付き合いの考え方について

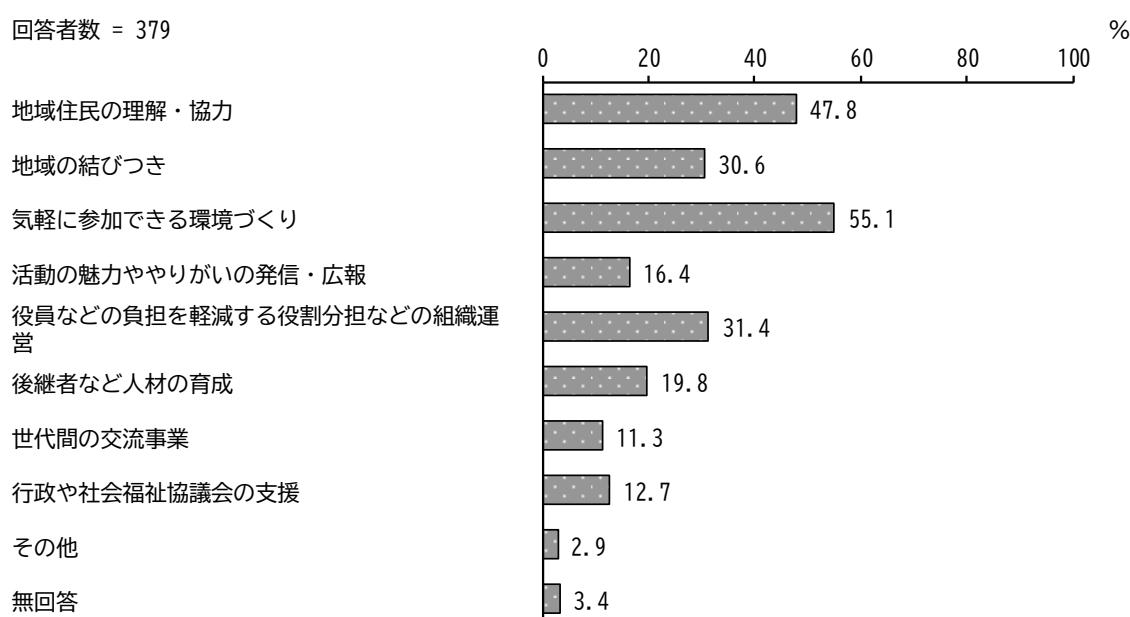
「わずらわしいと感じることもあるが、互いに助け合えるよう大切にしている」の割合が53.6%と最も高く、次いで「相談したり、助け合ったりすることは当然である」の割合が23.7%、「わずらわしいことが多いので、あまり関わらないようにしている」の割合が10.3%となっています。

県調査と比較すると、「相談したり、助け合ったりすることは当然である」の割合が高くなっている一方、「付き合いがなくても困らない」の割合が低くなっています。



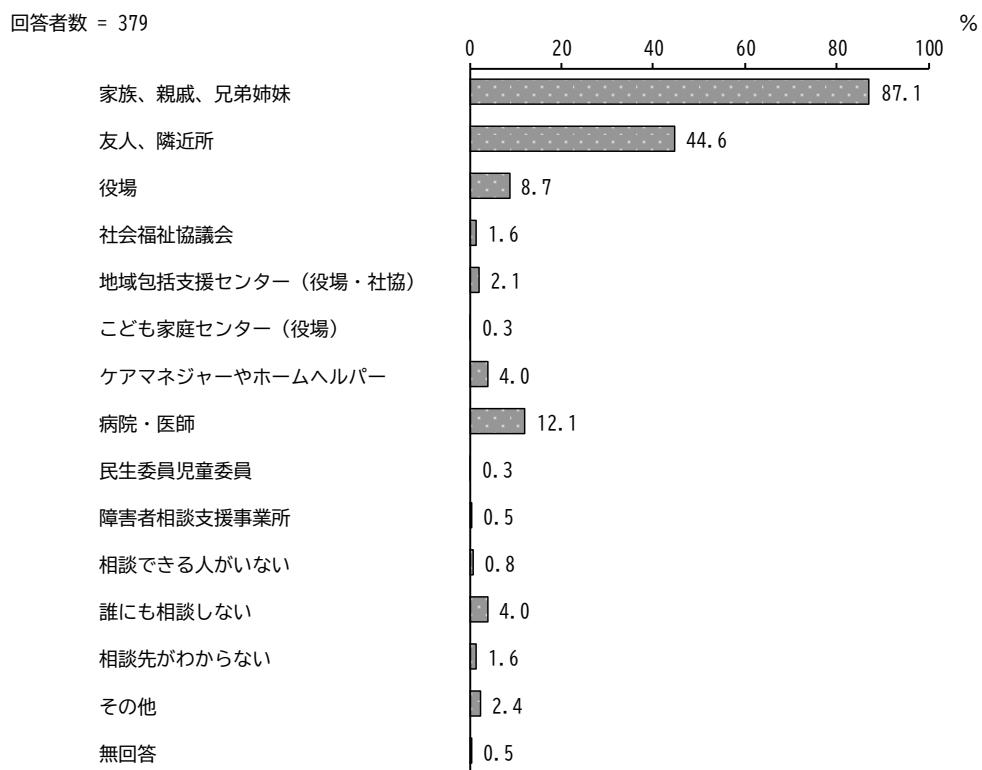
③ 地域活動が活発になるために重要なことについて

「気軽に参加できる環境づくり」の割合が55.1%と最も高く、次いで「地域住民の理解・協力」の割合が47.8%、「役員などの負担を軽減する役割分担などの組織運営」の割合が31.4%となっています。



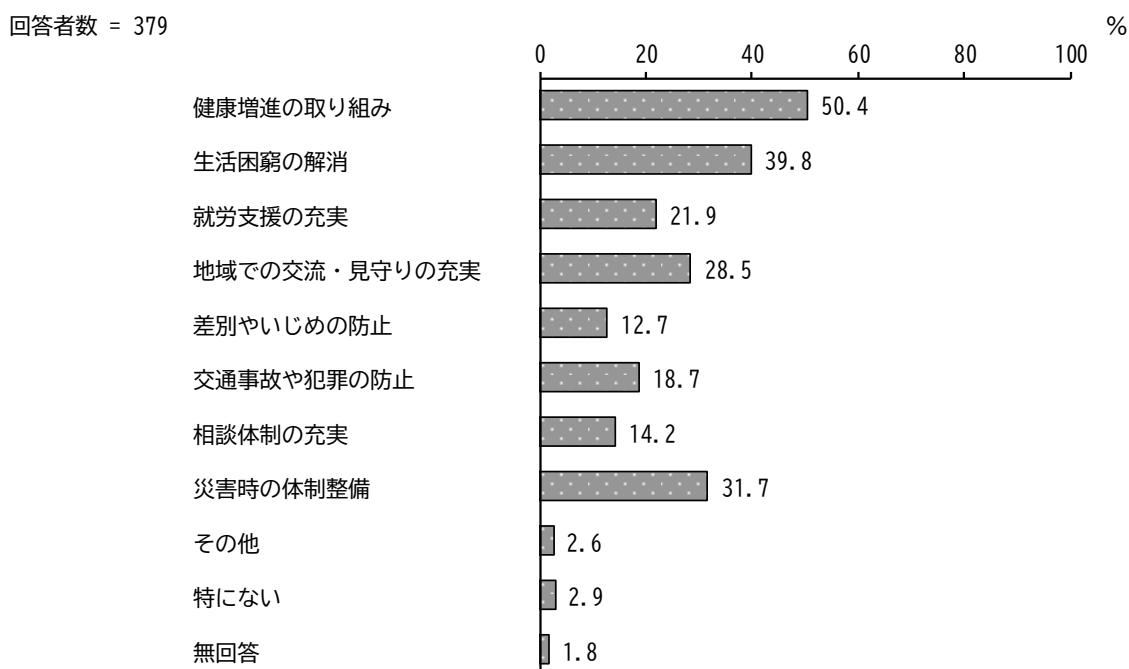
④ 日常生活の中で、不安や困りごとが起こったときの相談相手について

「家族、親戚、兄弟姉妹」の割合が87.1%と最も高く、次いで「友人、隣近所」の割合が44.6%、「病院・医師」の割合が12.1%となっています。



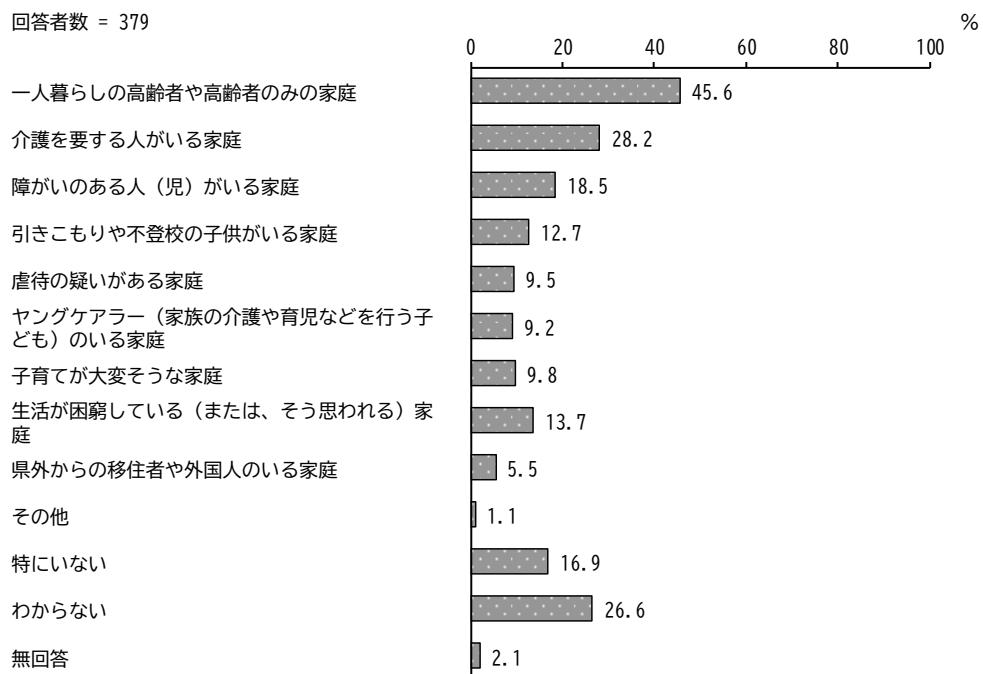
⑤ 誰もが生きがいを感じながら、不安のない日々を送るために重要なことについて

「健康増進の取り組み」の割合が50.4%と最も高く、次いで「生活困窮の解消」の割合が39.8%、「災害時の体制整備」の割合が31.7%となっています。



⑥ 住まいの地域で周囲の人の手助けや行政の支援が必要だと思われる家庭の有無について

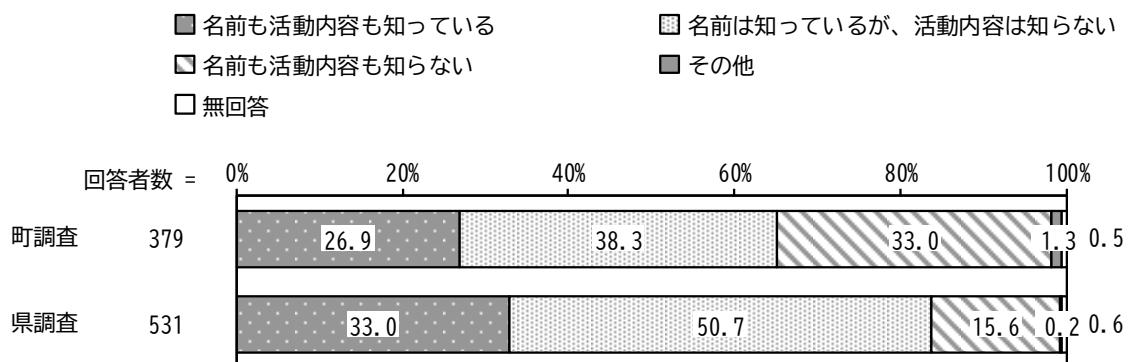
「一人暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」の割合が45.6%と最も高く、次いで「介護を要する人がいる家庭」の割合が28.2%、「障がいのある人（児）がいる家庭」の割合が18.5%となっています。



⑦ 地域の民生委員児童委員の認知状況について

「名前も活動内容も知っている」の割合が26.9%、「名前は知っているが、活動内容は知らない」の割合が38.3%、「名前も活動内容も知らない」の割合が33.0%となっています。

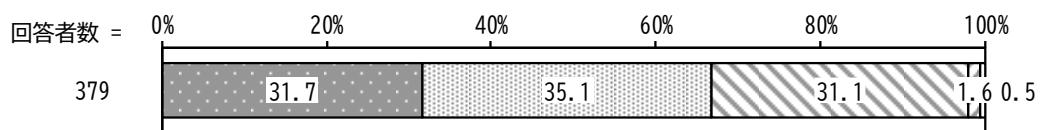
前回調査と比較すると、「名前も活動内容も知らない」の割合が増加しています。一方、「名前は知っているが、活動内容は知らない」「名前も活動内容も知っている」の割合が減少しています。



⑧ 成年後見制度の認知状況について

「名称は知っているが、内容は知らない」の割合が35.1%と最も高く、次いで「名称も内容も知っている」の割合が31.7%、「名称も内容も知らない」の割合が31.1%となっています。

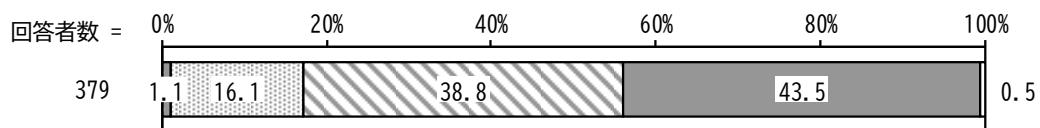
- 名称も内容も知っている
- 名称は知っているが、内容は知らない
- 名称も内容も知らない
- 制度を利用している、または手続き中
- 制度を利用したいが、どのような手続きをしたらよいのかわからない
- 無回答



⑨ 再犯防止の取り組みがすすめられていることについて

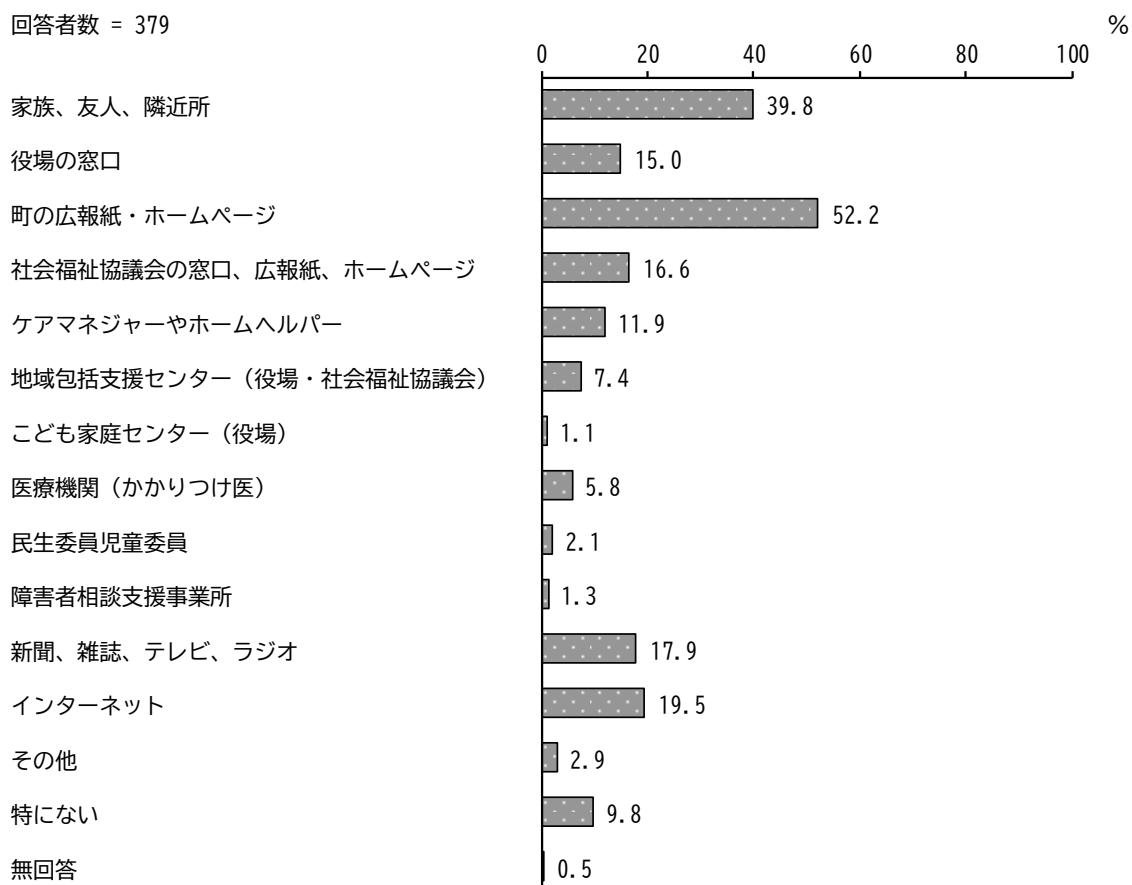
「知らない」の割合が43.5%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」の割合が38.8%、「特に協力はしていないが、取組は知っている」の割合が16.1%となっています。

- 再犯防止の取組を知っており、協力している
- 特に協力はしていないが、取組は知っている
- 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
- 知らない
- 無回答



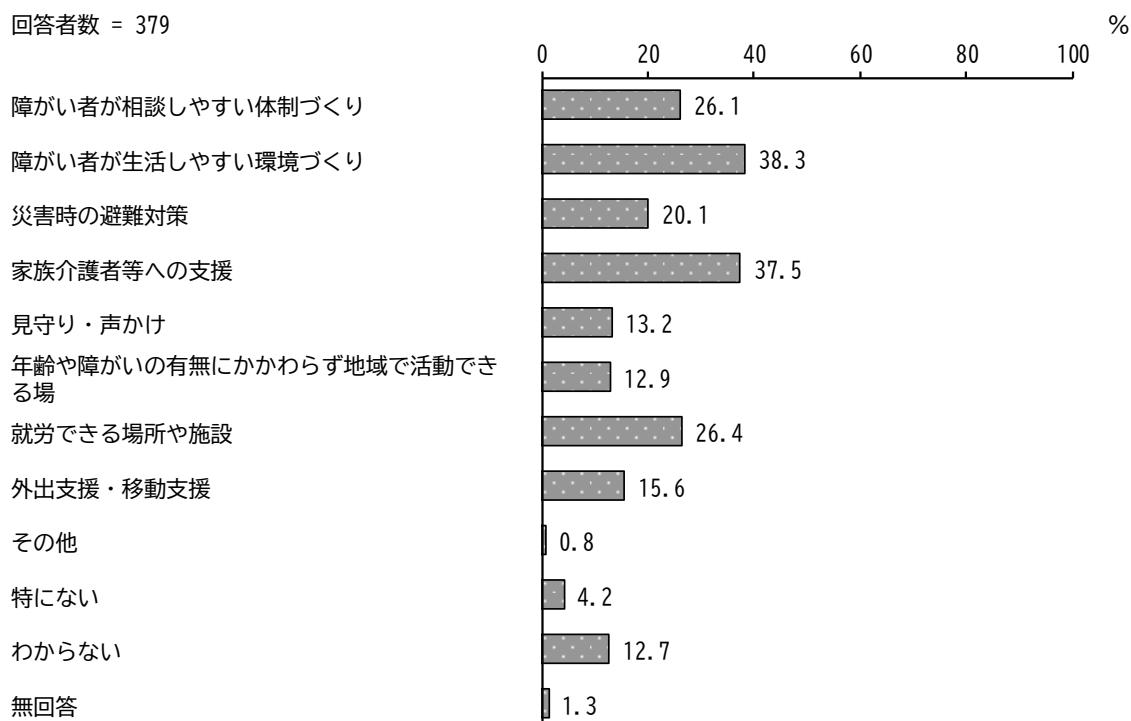
⑩ 福祉サービスに関する情報の入手方法について

「町の広報紙・ホームページ」の割合が52.2%と最も高く、次いで「家族、友人、隣近所」の割合が39.8%、「インターネット」の割合が19.5%となっています。



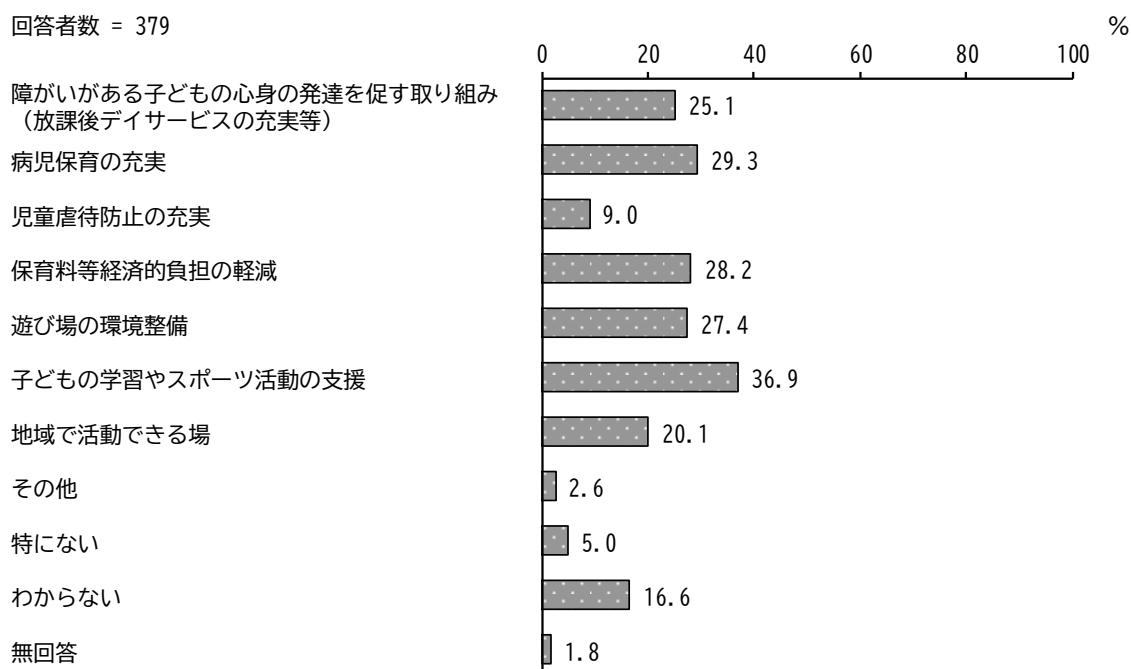
⑪ 南越前町の障がい福祉で、急がれる取り組みについて

「障がい者が生活しやすい環境づくり」の割合が38.3%と最も高く、次いで「家族介護者等への支援」の割合が37.5%、「就労できる場所や施設」の割合が26.4%となっています。



⑫ 南越前町の子ども・子育て福祉で、急がれる取り組みについて

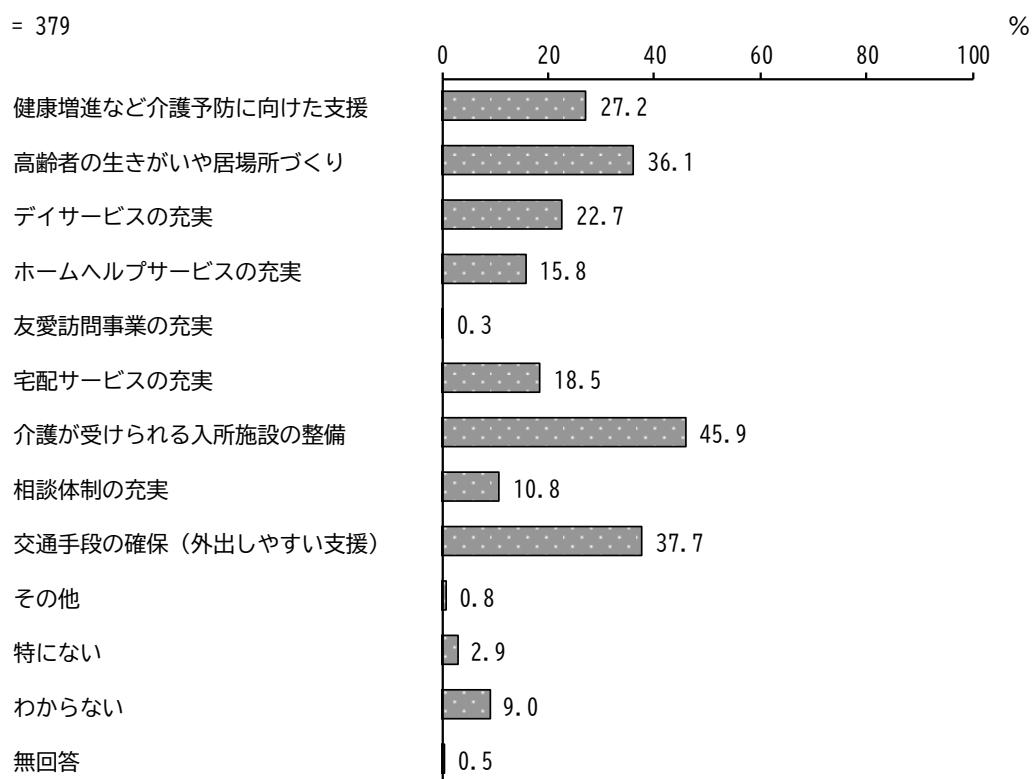
「子どもの学習やスポーツ活動の支援」の割合が36.9%と最も高く、次いで「病児保育の充実」の割合が29.3%、「保育料等経済的負担の軽減」の割合が28.2%となっています。



⑬ 南越前町の高齢者施策で、急がれる取り組みについて

「介護が受けられる入所施設の整備」の割合が45.9%と最も高く、次いで「交通手段の確保（外出しやすい支援）」の割合が37.7%、「高齢者の生きがいや居場所づくり」の割合が36.1%となっています。

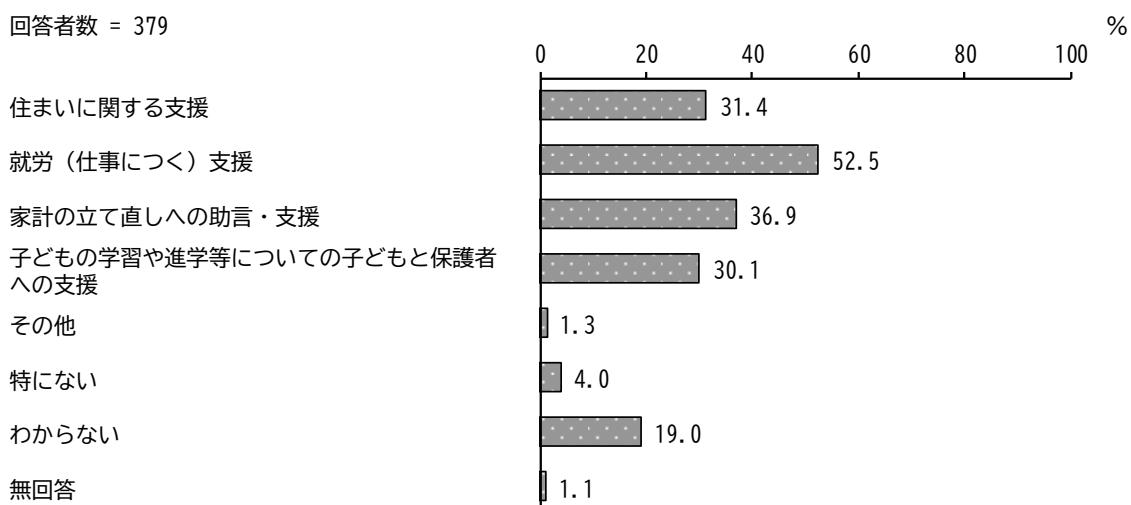
回答者数 = 379



⑭ 南越前町の生活困窮（経済的問題など）施策で、急がれる取り組みについて

「就労（仕事につく）支援」の割合が52.5%と最も高く、次いで「家計の立て直しへの助言・支援」の割合が36.9%、「住まいに関する支援」の割合が31.4%となっています。

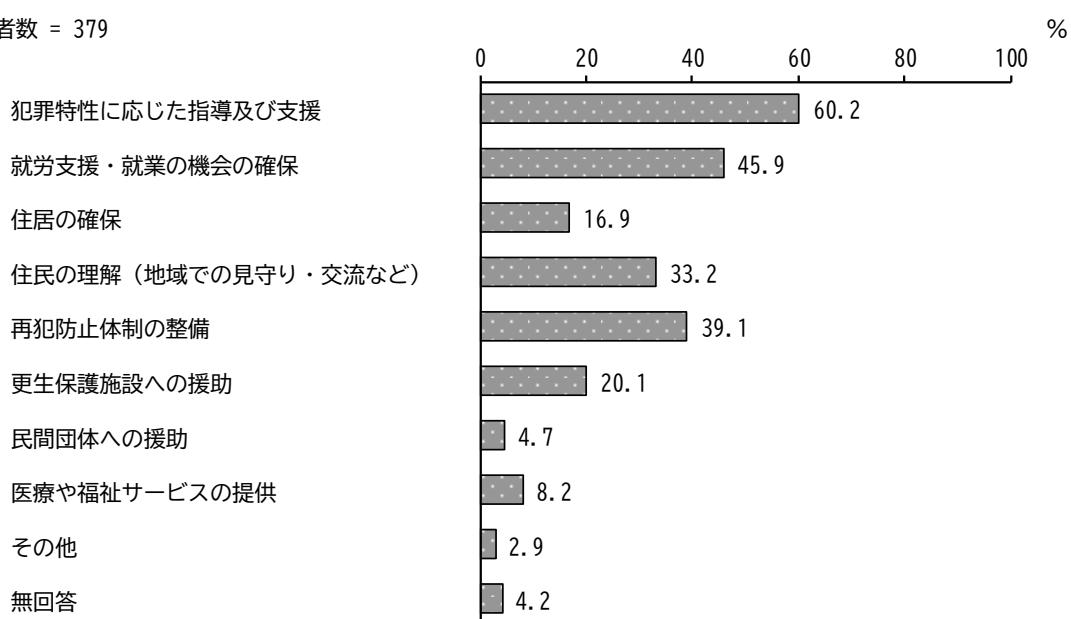
回答者数 = 379



⑯ 再犯防止を推進するにあたり、必要な取り組みについて

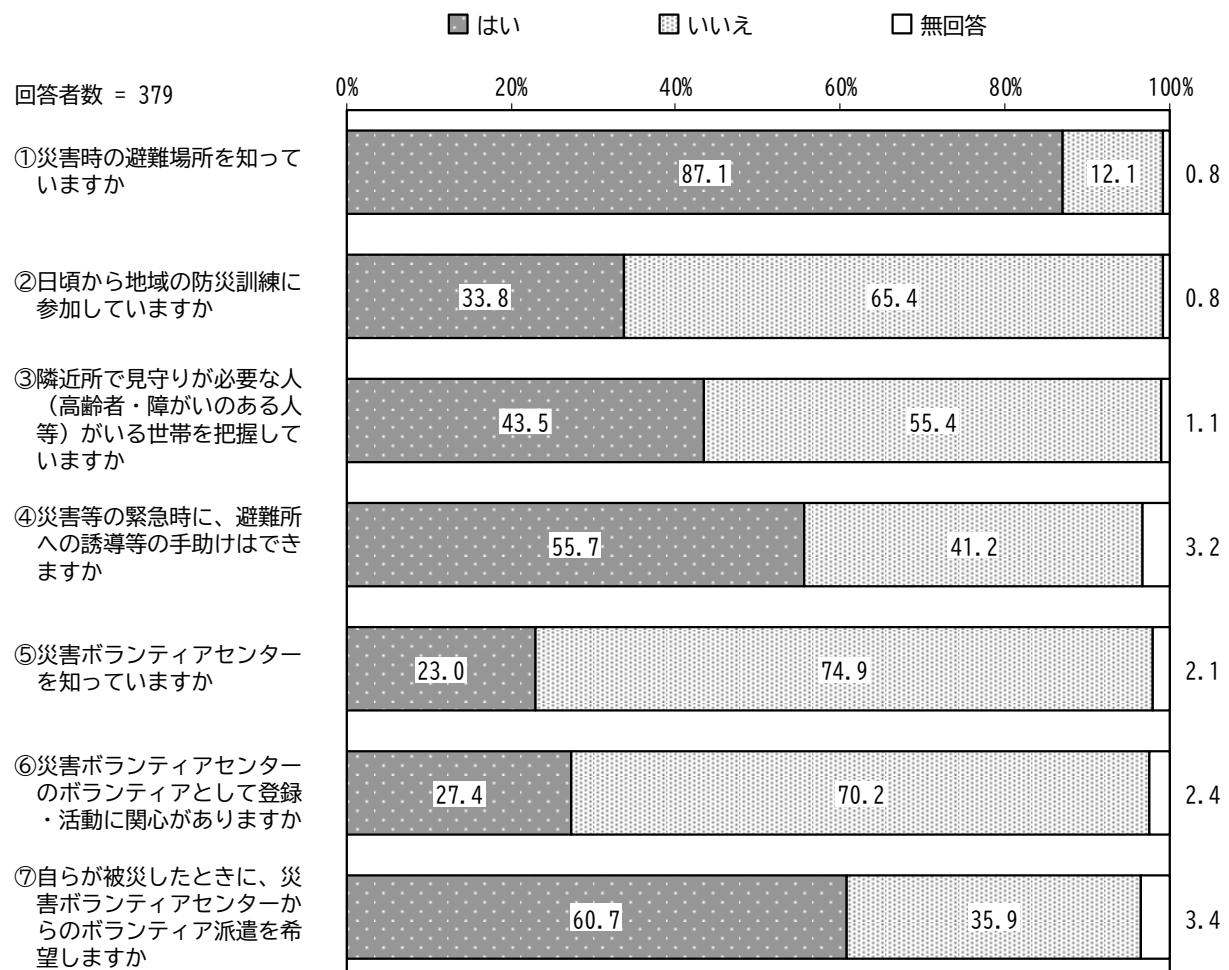
「犯罪特性に応じた指導及び支援」の割合が60.2%と最も高く、次いで「就労支援・就業の機会の確保」の割合が45.9%、「再犯防止体制の整備」の割合が39.1%となっています。

回答者数 = 379



⑯ 防災に対する日頃からの取り組みや災害等の緊急時の対応について

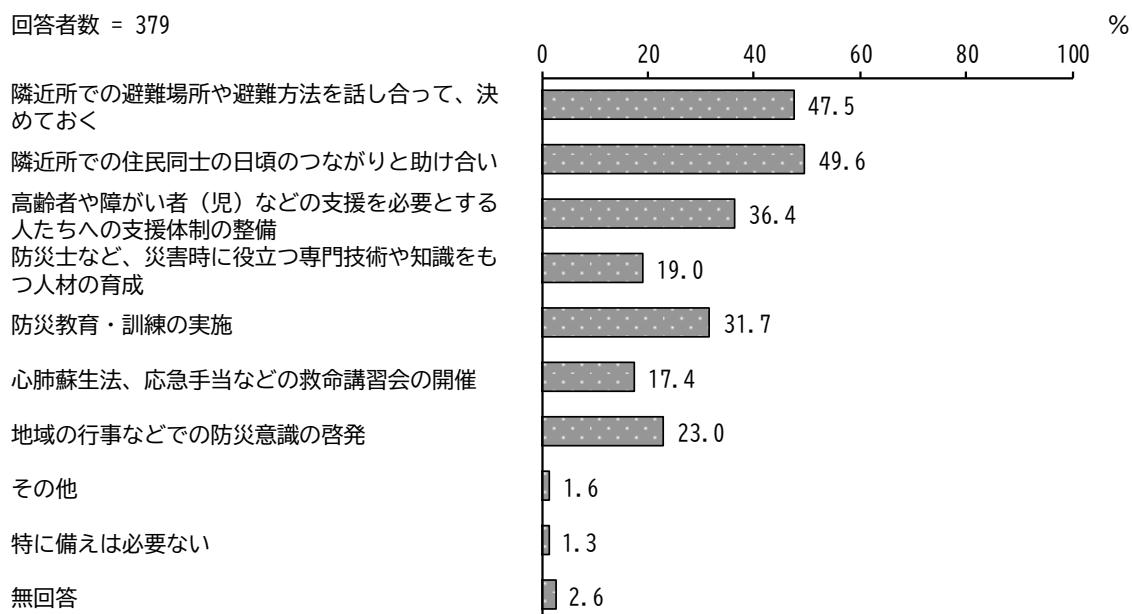
「①災害時の避難場所を知っていますか」で“はい”が、「⑤災害ボランティアセンターを知っていますか」で“いいえ”が高くなっています。



⑯ 大地震などの災害に備えて、地域で必要な備えについて

「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」の割合が49.6%と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合って、決めておく」の割合が47.5%、「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が36.4%となっています。

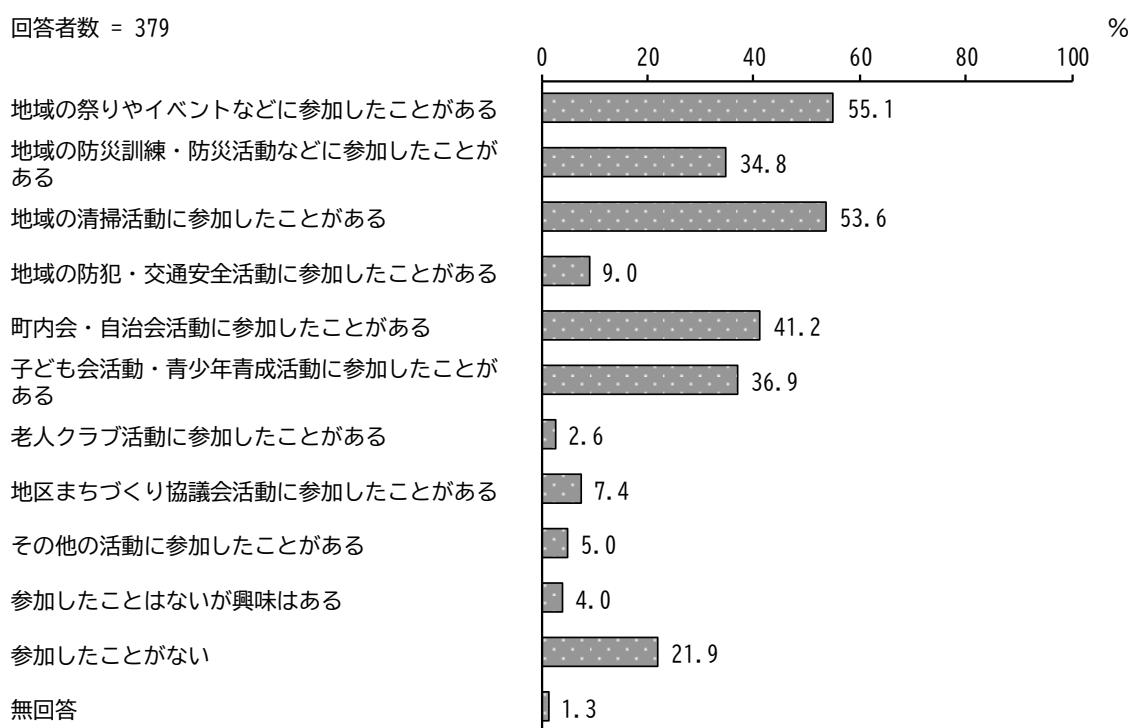
回答者数 = 379



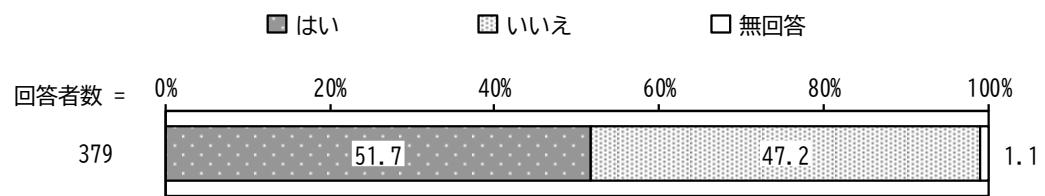
⑰ ボランティア活動への参加状況について

「地域の祭りやイベントなどに参加したことがある」の割合が55.1%と最も高く、次いで「地域の清掃活動に参加したことがある」の割合が53.6%、「町内会・自治会活動に参加したことがある」の割合が41.2%となっています。

回答者数 = 379

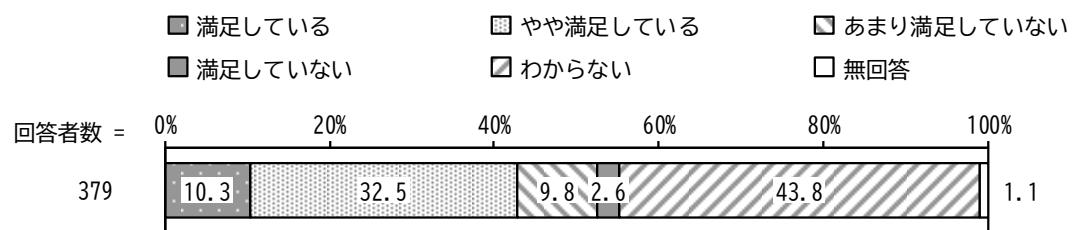


⑨ あなたはボランティア活動をしたい（続けたい）かについて
「はい」の割合が51.7%、「いいえ」の割合が47.2%となっています。



⑩ 南越前町の福祉全般の取り組みの満足度について

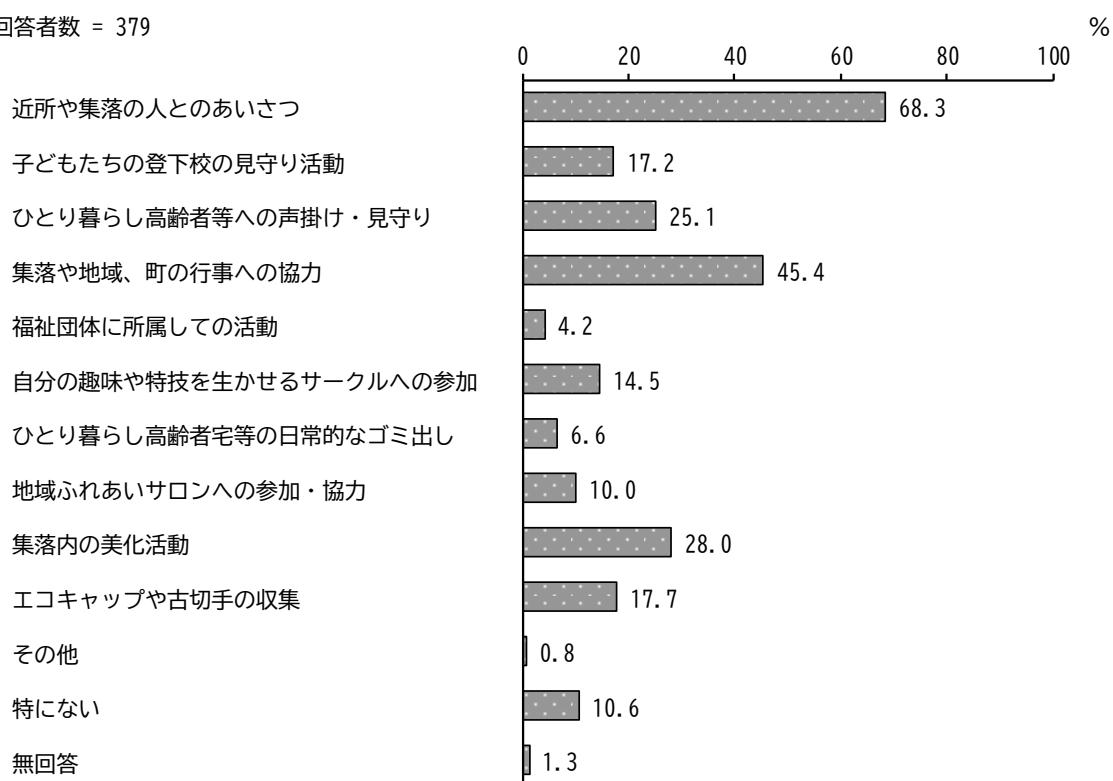
「満足している」「やや満足している」を合わせた“満足している”の割合が42.8%、「あまり満足していない」「満足していない」を合わせた“満足していない”の割合が12.4%となっています。



②① 南越前町の福祉を進めるために自分自身ができることについて

「近所や集落の人とのあいさつ」の割合が68.3%と最も高く、次いで「集落や地域、町の行事への協力」の割合が45.4%、「集落内の美化活動」の割合が28.0%となっています。

回答者数 = 379



3 庁内ワーキングチームから出てきた現状

関係各課が参加する庁内ワーキングチームにおいて、本町の地域福祉に関する現状や課題を整理しました。

【庁内関係課からの意見】

| カテゴリ | 現状（困りごと） | 必要な対応 |
|--------|-------------------------|---------------------------------|
| 高齢・障がい | 高齢者と障がい者のいる家庭の課題の把握が困難 | 早期の世帯把握と、早期のサービス受給（手帳等）の確保 |
| 生活困窮 | 滞納（税・公共料金）や金銭管理の不全 | 相談対応の体制強化と、連携・調整の場づくり |
| 移動・外出 | 交通手段の利用困難（認知機能低下等） | 孤立防止も含めた身近な支援者の確保、予約など不便な部分への支援 |
| 防災・地域 | 避難支援者の不足、地域役職の担い手不足 | 地縁・血縁による新たな協力体制の構築 |
| 生活環境 | 片付け困難、不適切なペット飼育 | 早期の情報共有と適正飼育の啓発 |
| 住宅支援 | 保証人不在による町営住宅への入居困難 | 家賃債務保証会社の活用等 |
| 児童福祉 | 長期休暇中の子どもの栄養悪化（欠食） | 困窮・不登校児童への食生活支援 |
| 体制・人手 | 複雑化した相談対応に対する職員のマンパワー不足 | 業務見直しと、調整ルールの整備 |

【社会福祉協議会からの意見】

| カテゴリ | 現状（困りごと） | 必要な対応 |
|--------|-------------------------|-----------------------------------|
| 移動・外出 | 買い物後の荷物搬送、受診後の薬局移動が困難 | 乗降後の「歩行・運搬」を伴う付随支援の検討 |
| | 予約制バス（デマンド型）の利用が困難 | 予約代行支援のあり方や電話予約不要な運行形態（定時・定路線）の検討 |
| 防災・地域 | 新興住宅地の孤立、災害情報の伝達遅延 | 地縁による情報伝達・安否確認体制の構築 |
| | 緊急通報装置の深夜対応や鍵の管理 | 平時からの親族・協力者との役割分担の調整 |
| 高齢・障がい | 介護者不在（独居・疎遠）による急病対応 | 主介護者がいない世帯への緊急時バックアップ体制 |
| 生活環境 | 自力での粗大ごみ排出が困難（不衛生化） | ごみ出し支援の仕組み化と相談窓口の周知 |
| 金銭管理 | 親族がいても関わりがなく、生活費管理が困難 | 親族に頼れない層への成年後見制度等の活用支援 |
| 家族関係 | 親子関係の希薄化により、連絡や協力が得られない | 家族の関与を前提としない支援スキームの構築 |

第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、古くから培われた地域での支え合い、すなわち“結(ゆい)”の精神に代表される地域住民同士の繋がりや絆を礎(いしづえ)とし、誰もがいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりをめざし、“共につむぐ 結のまち 南越前町”を基本理念に置き、さらに「住民同士の交流の活性化」「支え合いによる地域福祉の推進」「支援を必要とする人への取組みの推進」「相談支援体制の充実」を基本目標として地域福祉を推進してきました。

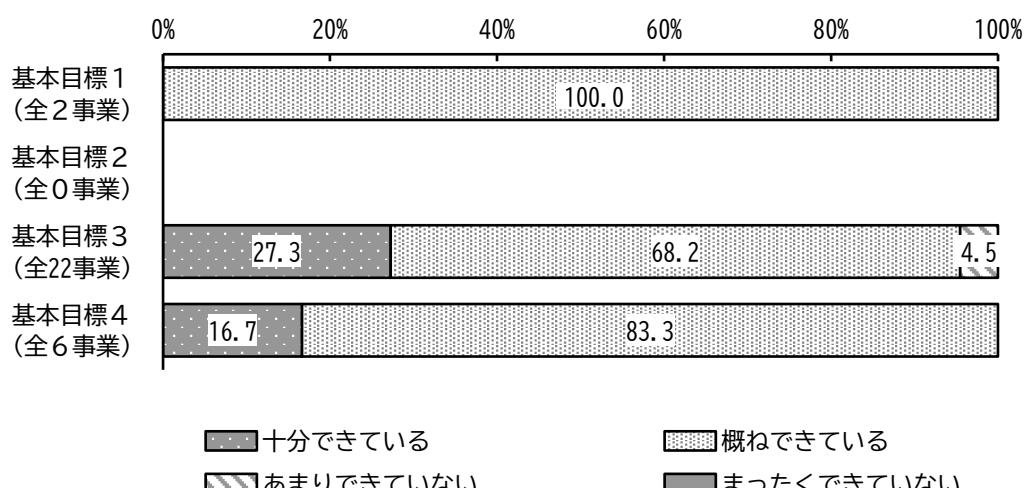
第5次計画の策定にあたって、前計画（第4次）の全事業について、町と社会福祉協議会による評価・検証を行いました。

(1) 基本目標ごとの評価結果

① 行政（町）の評価

施策の4段階評価の結果を基本目標ごとに集計すると、行政の評価は以下の通りとなります。

- 「基本目標1 住民同士の交流の活性化」
「概ねできている」が100.0%となっています。
- 「基本目標2 支え合いによる地域福祉の推進」
該当事業はありません。
- 「基本目標3 支援を必要とする人への取組みの推進」
「概ねできている」が68.2%と最も多く、次いで「十分できている」が27.3%、「あまりできていない」が4.5%となっています。
- 「基本目標4 相談支援体制の充実」
「概ねできている」が83.3%と最も多く、次いで「十分できている」が16.7%となっています。



② 社会福祉協議会（社協）の評価

施策の4段階評価の結果を基本目標ごとに集計すると、社会福祉協議会の評価は以下の通りとなります。

■ 「基本目標1 住民同士の交流の活性化」

「概ねできている」が100.0%となっています。

■ 「基本目標2 支え合いによる地域福祉の推進」

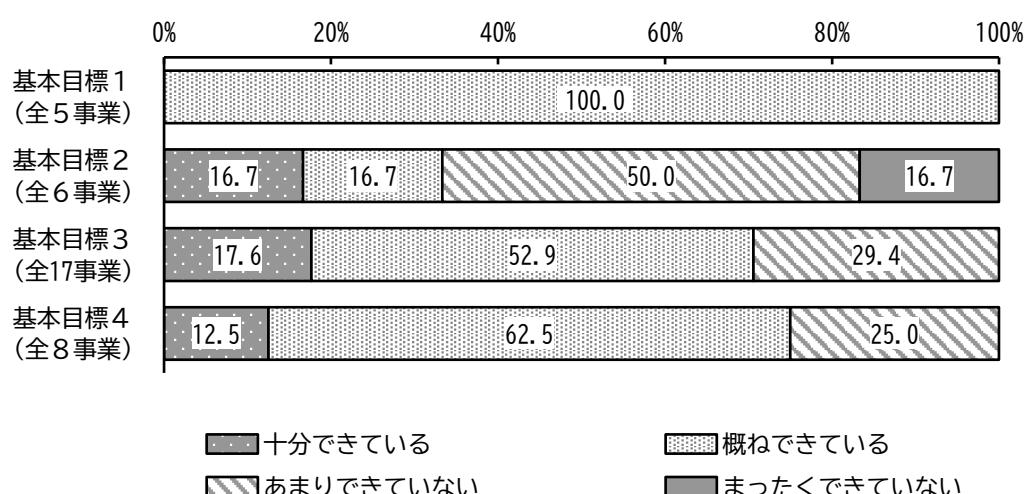
ニーズがなく取り組んでいない事業も含まれており、「あまりできていない」が50.0%と最も多く、次いで「十分できている」と「おおむねできている」と「実施していない（まったくできていない）」がともに16.7%となっています。

■ 「基本目標3 支援を必要とする人への取組みの推進」

「概ねできている」が52.9%と最も多く、次いで「あまりできていない」が29.4%、「十分できている」が17.6%となっています。

■ 「基本目標4 相談支援体制の充実」

「概ねできている」が62.5%と最も多く、次いで「あまりできていない」が31.3%、「十分できている」が12.5%となっています。



(2) 基本目標ごとの課題

■ 「基本目標1 住民同士の交流の活性化」

様々な活動や団体等において、高齢化や担い手不足が深刻化しており、担い手の育成や負担軽減をはかることが重要です。住民が身近な地域で、負担なく交流ができるような支援を行うことが必要です。

■ 「基本目標2 支え合いによる地域福祉の推進」

- ・ボランティア活動について、ボランティアセンターの機能や活動の周知が不足しています。災害ボランティアセンターも含め、住民へ広く周知することが必要です。
- ・アンケート調査や広報等を通じ、ボランティア活動への関心を高める事が望まれます。

■ 「基本目標3 支援を必要とする人への取組みの推進」

【高齢者福祉施策】

今後、認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、医療や介護サービス以外にも、在宅生活を継続するための日常的な生活支援を必要とする方の増加が見込まれます。行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による包括的な支援体制を構築することが求められますが、同時に、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつなげる取り組みが重要です。現在実施している事業内容によっては、事業の見直しも含めて検討していくことも必要です。

【障がい者福祉施策】

各事業への参加者の固定化と高齢化が見られます。支援を必要とする対象者へ広く周知し、新規の利用に向けた事業内容・方法の見直しが求められます。また、専門職の人材確保を含めた環境整備など、適時適切な支援体制を構築していく必要があります。

【児童福祉施策】

子どもの減少に伴い、人材の確保、施設の管理を含めた安定的な事業の実施体制の構築を検討し、ニーズに応じた必要なサービスを維持・継続していくことが重要です。併せて、子どもの健やかな成長の視点を重視するとともに、子育てを地域全体で支え、子どもも子育て世帯も幸せを感じられるような支援が求められています。

【母子・父子福祉施策】

家庭や地域を取り巻く状況は変化し続けており、それぞれの環境等に十分に配慮しつつ、必要な支援を切れ目なく保障していくことが重要です。社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対し、それぞれの事情・状況に応じた支援を適切に行い、すべての子どもの育ちと家庭への支援を一体的に捉えた取り組みが必要です。

【生活困窮者施策】

生活困窮者を早期に把握し、その抱える課題が複雑化・深刻化する前に支援につなげるためには、関係機関等による情報共有が有効です。今後も関係機関と連携し継続的に支援していくことが必要です。

【健康づくり施策】

高齢化を背景に、いつまでも住み慣れた地域で健康で長生きをすることが求められています。このため、若い世代から高齢者まで、健康的な生活習慣を身につけることができる環境づくりをはかるとともに、がん予防に向けた啓発などの取り組みが重要です。さらに、高齢者の孤立化を防ぐための対策や、心の健康づくりを促進する必要があります。

■ 「基本目標4 相談支援体制の充実」

- ・生活困窮や障がい、判断能力の面で支援を必要とする人がいる家庭からの相談対応が増加してきており、複合的な相談に対応できる体制づくりが必要です。
- ・家族や関係者だけではなく、地域の見守りや支え合いにつなげる取り組みを促すため、世代や属性を問わない、包括的かつ継続的な相談対応が必要です。
- ・困難を抱える人が、人としての尊厳を保ち、その人らしい生活を送ることができるよう、虐待防止や成年後見制度の理解と周知をはかる必要があります。

5 策定委員からの意見・提案

策定委員からは、国や県と比較し要介護認定率が低く元気な高齢者が多いという統計結果や、アンケート結果では地域の人との付き合いを大切にしている等の「町の強み」があるとの意見のほか、以下の提案が挙げされました。

(1) 相談支援と「孤独・孤立」対策

- ・ひきこもり支援：匿名性を担保したSNS（LINE等）やチャットグループの活用、広域（県・近隣市）連携、親の会の検討 等
- ・単身世帯・若年層へのアプローチ：地域に根差した見守り体制のほか、SOSを拾い上げるためのポスティング等のアナログな手法とSNS等のデジタル手法を併用等、情報提供の工夫
- ・相談の「敷居」を下げる工夫：気軽に話せる場から行政等への相談やサービスへ繋げる体制づくり
- ・居場所や活動の場の拡充

(2) 地域活動の再構築と組織の維持

- ・地域組織の活性化：地域づきあいに肯定的な町民性を活かした参加の機会を推進。担い手、指導者の育成支援と地域の実情に応じた柔軟な組織運営
- ・参加の機会創出：「活動に参加する機会がない」というアンケート結果から、住民が気軽に参加・交流できる機会の拡大
- ・ボランティア活動の促進：自治会の清掃等のほか、ボランティア養成講座への勧奨や活躍の場の推進

(3) 子ども・子育て支援の充実

- ・居場所と食事の支援：地域の飲食店等と連携した子育て支援の拡充
- ・不登校・教育支援：不登校経験のある生徒等に対する学習面や社会性を育てる長期的な視点でのフォローアップ体制の構築
- ・子育て支援の手厚さを町の魅力としてアピール

(4) 災害時支援と安全対策

- ・個別避難計画の具体化：避難行動要支援者一人ひとりに合わせた具体的な計画策定の充実
- ・医療的ケア児・難病患者への対応：停電時の電源確保（蓄電池給付）や、福祉避難所・医療機関との平時からの情報共有と連携の強化

(5) 重要業績評価指標（KPI）の採用と計画のPR

- ・住民の意識変化の評価：単なる事業の実施回数だけでなく、アンケート等を通じて「住民の意識がどう変わったか」を測るアウトカム評価の採用
- ・理念の浸透と広報：町の福祉理念が住民の記憶に残るように広報や看板設置などを通じてPR
- ・次世代の担い手育成：計画を支えるリーダーや担い手の育成の評価

6 状況のまとめ

国の動向や本町を取り巻く状況から、第5次計画期間中に目指す地域のあり方をまとめました。

- ・不安や心配事を気軽に相談できる体制がある
- ・SOSを出せない人に対し、その人にあった働きかけや支援策が充実している
- ・必要な人に福祉サービスが届いている
- ・健康づくりや介護予防活動など、住民の主体的な活動と行政サービスや事業所活動が結びついている
- ・地域の活動や交流に興味を持つ人が増えている
- ・地域を支える人が増えている
- ・住民の活動と参加が促され、福祉以外の分野との協働が進んでいる
- ・事業者や住民、行政がお互いの強みを持ち寄り、地域の問題解決や共通の目標について協力しあえる体制がある

基本理念と基本目標

1 基本理念

地域福祉計画および地域福祉活動計画の基本理念は、すべての住民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会を実現しようとするものです。

少子高齢化、人口減少、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、行政だけではなく、住民・地域団体・福祉関係者・企業など、多様な主体が協働しながら地域課題の解決に取り組むことが求められています。

本計画は、「ともに生きる（共生）」、「みんなでつくる（参加）」、「できることを活かす（自立）」、「力を合わせる（協働）」、「地域全体をみる（包括性）」といった考え方のもと『～誰もが誰かの役に立てるまち～ みんなでつくろう ともに生きる 南えちぜん』を基本理念として、地域の実情に応じた具体的な施策および活動を総合的かつ計画的に推進します。

～基本理念～

～誰もが誰かの役に立てるまち～
みんなでつくろう ともに生きる 南えちぜん

2 基本目標

本計画の基本理念に則り、以下の基本目標を定め、基本目標ごとに具体的な施策を推進します。

基本目標1 安心安全なくらしを支える体制づくり

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、的確な情報提供を行うとともに、個々の状況に応じた相談体制の充実と良質なサービス提供体制の整備をはかります。

基本目標2 見守り支え合う人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日頃からの近所付き合いや地域活動のほか、声かけや見守りなど、できることで支ええる人が増える仕組みづくりに取り組みます。

基本目標3 協働による地域づくり

様々な地域課題に対応した包括的な支援体制の構築を目指すとともに、地域、行政、社会福祉協議会の連携をはじめ、専門機関との連携体制の強化をはかり、多様なニーズに応じた仕組みづくりに取り組みます。

3 施策の体系

[基本理念]

～誰もが誰かの役に立てるまち～
みんなでつくろう ともに生きる 南えちぜん

[基本目標]

基本目標1

安心安全なくらしを支える
体制づくり

[基本施策]

- (1) 気軽に相談できる体制の充実
- (2) SOSを出せない人への支援策の充実
- (3) 福祉サービスの適切な利用と質の向上

基本目標2

見守り支え合う人づくり

- (1) 地域福祉への関心の醸成
- (2) 地域福祉を推進する人材の養成
- (3) 住民の主体的な活動と公共サービスの連携

基本目標3

協働による地域づくり

- (1) 福祉以外の分野との横断的な連携と対応の促進
- (2) 公私協働の促進

1 安心安全なくらしを支える体制づくり

(1) 気軽に相談できる体制の充実

支援を必要とする人が、相談できないまま孤独・孤立に陥ることがないよう、多様化する生活課題に対応できる相談体制の充実をはかるとともに、地域、関係機関、団体、事業所などとの協働のもと、包括的な支援に取り組みます。高齢者や障がい者、閉じこもり傾向にある人にも活動への参加を促し、地域での役割や生きがいづくりにつなげます。

【主な実施事業】

■南越前町民生委員児童委員協議会

日常の見守り活動などを通じ、本人や世帯の変化をいち早く察知し、関係機関へつなぎます。そのために日頃から関係機関との連携をはかります。

■こども家庭センター運営事業

こども家庭センターにおいて、妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じてサポートプランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整等を行い、母子保健と児童福祉との一体的な支援を提供することにより、包括的かつ妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。

■地域ふれあいサロン

高齢者を中心とした交流や健康づくりの場として定着しているサロン会場で、協力員や介護予防センターなどのボランティアを通じた暮らしの相談窓口の周知を行うとともに、気がかりな家庭などの情報を得て必要な支援につなげます。

■生活困窮、障がいなどに関する相談支援事業

窓口での相談のほか、関係者との情報共有と協働による速やかな支援にあたります。また、生活困窮者の早期発見のために、民生委員児童委員協議会などと協力し地域のネットワークを構築します。

■福祉総合相談事業

暮らしの中のあらゆる相談に応じるとともに、関係機関と連携して福祉サービスにつなげるなど、適切な援助や助言を行い課題解決に向けた取り組みを行います。

■日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分で支援を必要とする人に対し、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。

■健診結果相談会

健診会場で実施するストレスチェックや結果相談会において、健康づくりへの支援を行うとともに、暮らしや家族についての相談については関係者と共有のうえ連携支援をしていきます。

【重要業績評価指標（ＫＰＩ）】

| 項目 | 単位 | 現状値 R7 | 目標値 R12 |
|--------------------------------------|----|-----------|------------|
| 民生委員・児童委員認知率（名前も活動内容も知っている人の割合） | % | 26.9 | 35 |
| 地域ふれあいサロンを年12回以上実施する会場 | % | 84.7 | 90 |
| 健診結果相談会参加率 | % | 46（R6） | 60 |
| 福祉全般への取り組みへの満足度（満足している・やや満足している）人の割合 | % | 42.8 | 60 |

（2）SOSを出せない人への支援策の充実

自らSOSを出すことができない人や支援が届きにくかった人たち、支援が途中で途絶えてしまっている人たちにも切れ目のない支援を続けられるように、きめ細やかな相談体制を整え、ひとり一人に寄り添った支援を進めていきます。

【主な実施事業】

■対象者を限定しない「居場所」から「活躍の場」事業

障がい者、ひきこもり、不登校などそれぞれの課題を抱える人が、日中家から離れて過ごすことのできる「居場所」を新設し、心配や不安などに寄り添いながら適切な支援へつなげます。

■高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待の防止

認知症、知的障がい及び精神障がい等により判断能力の面で支援を必要とする人の権利を守ることができるよう、成年後見制度の啓発に努め、必要な人に対する制度の普及をはかります。また、子どもへの虐待防止のための対策を図っていきます。

■保育カウンセラー配置事業

発達に気がかりな子どもや障がいのある子どもの養育に関して、保護者や保育者が保育カウンセラーに気軽に相談したり、専門的な助言を受けられる環境（すくすくルーム（保護者の迎えの時間に合わせた個別相談）、巡回発達相談など）を整備することにより、保護者及び保育者の養育不安の軽減や、子どもの健全な養育環境を整備します。

■すくすくカフェ

発達に気がかりな子どもや障がいのある子どもを養育する保護者に対して、保健・福祉・教育等の専門家から様々な情報が得られる保護者同士の交流会(すくすくカフェ)にて、保護者からの様々な相談をお受けします。

■ひとり親家庭への支援

日頃からのサービス情報の提供、保健師の声かけや訪問による観察、不安を感じた際に相談ができる体制の充実をはかります。

■自殺対策、孤独死対策

民生委員児童委員や地域包括支援センター職員による訪問、孤立しやすい世帯の情報共有と連携により、生活困窮対応や受診勧奨などの早期支援につなげます。

■個別避難計画

区長や民生委員児童委員、関係機関と連携し、特に医療的ケアが必要な難病のある方や障がい者、障がい児の実効性を伴った避難計画を策定し、災害に対する不安を軽減していきます。

■再犯防止

保護司や関係部局、県などとの連携により社会復帰された方の就労支援や住まいの確保に努めます。

■ふく福くらしサポート事業（生活困難者総合相談・生活支援事業）

県内社会福祉法人の連携により、必要な制度やサービス・支援活動につなげたり具体的な生活課題の解決をはかることで、生活困難者等の自立生活に向けた支援を行います。

■生活困窮者緊急食糧支援事業

所持金がなく食料調達が困難な生活困窮者などに対し、一時的な困窮状態を回避するため、緊急的に食料を支給します。

■生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などの生活の安定と経済的自立、福祉の増進をはかるため、民生委員児童委員の相談支援を得て、生活福祉資金の貸付・償還指導を行います。

【重要業績評価指標（KPI）】

| 項目 | 単位 | 現状値 R7 | 目標値 R12 |
|-----------------------------|----|-----------|------------|
| 対象者を限定しない「居場所」の数 | か所 | 0 | 1 |
| 成年後見制度認知率(名前も内容も知っている人の割合) | % | 31.7 | 35 |
| 自殺による死亡者数 | 人 | 5 (R2~6) | 0 (R7~10) |
| 個別避難計画策定率 | % | 64.4 | 70 |
| 再犯防止の取り組み認知率 | % | 17.2 | 25 |
| 不安や困りごとを「誰にも相談しない」(単身者)人の割合 | % | 13.6 | 10 |

(3) 福祉サービスの適切な利用と質の向上

地域において福祉サービスや地域での支えあい・助けあいの活動を利用しながら自立した生活が送れるよう、適時適切な福祉サービスの利用を促し、質の向上に努めます。

【主な実施事業】

■基幹相談支援センターの設置

障がいのある方が地域で安心して暮らせるようにサポートする中核的な機関として基幹相談支援センターを設置し、障がいのある方やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うなど地域全体の相談支援体制を強化します。

■全天候型子どもの遊び場

天候に関わらず、室内での遊び、交流、学び、居場所を想定した子どもの遊び場を整備します。

■ふく育さんの利用

就学前の児童や放課後児童クラブを利用できない小学校3年生以下の保護者が、通院や就職活動など家庭で一時的に育児を行うことが難しい際に、訪問型の一時預かりサービスの利用を勧めるとともに、利用料の一部を助成し負担軽減をはかります。

■児童館運営事業

- ・南条、今庄、湯尾、河野の各小学校区にある4か所の児童館にて、地域に密着した児童館活動を推進するため、老人クラブとの世代間交流事業や郷土文化伝承活動等を実施します。
- ・すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、児童館にて放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を実施します。

【重要業績評価指標（KPI）】

| 項目 | 単位 | 現状値 R7 | 目標値 R12 |
|--------------------------|----|-----------|------------|
| 基幹相談支援センターの設置 | か所 | 0 | 1 |
| 全天候型子どもの遊び場 | か所 | 0 | 1 |
| ふく育さんの利用（延べ） | 回 | 0 | 30 |
| この地域で子育てをしていきたいと思う保護者の割合 | % | 81.4 (R5) | 90 (R9) |

2 見守り支え合う人づくり

(1) 地域福祉への関心の醸成

ボランティア活動の広報や参加の機会づくりにより、住民の地域福祉への関心を高める事業に取り組みます。

【主な実施事業】

■ボランティア育成講座

地域社会の福祉課題解決のため、ボランティア活動への理解や実践できる技術習得、地域で活動できるボランティアの育成を目的とした講座や研修会を開催し、担い手の育成をはかります。

■地域福祉教室

住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、生活上の困りごとの聞き取り、福祉課題の解決に向けた教室を地域ふれあいサロン会場で行います。

■介護予防センター養成・認知症センター養成事業

参加者が地域ふれあいサロンなどの介護予防事業の支援者としても活躍できるよう、講習内容を充実し資質向上に努めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

| 項目 | 単位 | 現状値 R6 | 目標値 R12 |
|------------------------------------|----|-----------|------------|
| ボランティア育成講座の実施 | 回 | 2 | 3 |
| 地域福祉教室の開催 | 会場 | 41 | 45 |
| ボランティアスクールの開催 | 回 | 4 | 4 |
| ボランティア活動への意欲 「ボランティア活動をしたい」人の割合 | % | 51.2 | 65 |
| 介護予防センター登録者数 | 人 | 120 | 150 |

(2) 地域福祉を推進する人材の養成

地域福祉の意義や魅力、具体的な活動内容などを積極的にPRするとともに、ボランティア講座や研修会・体験会などを通じて若いころから地域福祉に関心を持ち、実際に活動してもらえる人材の育成と確保をはかります。

【主な実施事業】

■介護人材確保・充実奨励金事業

町内介護サービス事業所に対し、介護人材の就業や継続雇用、介護福祉士や介護支援専門員などの資格取得について奨励金を支給し、介護サービス従事者の定着および充実をはかります。

■ボランティアセンター登録事業

地域のボランティアニーズを円滑にマッチングするため、一般住民・団体・企業などのボランティア登録を推進します。

■地域ふれあいサロン

世代を問わず誰でも参加できる住民主体の通いの場として、地域ふれあいサロンへの参加を促し、担い手の確保をはかります。

■共に生きる力を育む福祉共育推進事業

障がいのある方や高齢者だけでなく様々な世代や立場にある人との出会いや関わりを通して、学校を含めた関係機関・団体・地域住民等の福祉への理解を深める講座を開催し、多様性を認め合う「ともに生きる力」を育みます。

■市民参加型災害ボランティアセンター運営研修会

住民・地域団体・企業・行政・社協など、多様な主体が協働して災害ボランティアセンターの運営体制を学びます。

【重要業績評価指標（KPI）】

| 項目 | 単位 | 現状値 R6 | 目標値 R12 |
|----------------------|----|-----------|------------|
| 介護人材確保・充実奨励金支給件数 | 件 | 4 | 8 |
| 地域ふれあいサロン参加者数（延べ） | 人 | 9,397 | 9,550 |
| ボランティア登録者数 | 人 | 37 | 50 |
| 共に生きる力を育む福祉共育推進事業 | か所 | 3 | 4 |
| 災害ボランティアセンター運営研修会の実施 | 回 | 0 | 1 |

(3) 住民の主体的な活動と公共サービスの連携

地域のさまざまな生活課題に対応し、地域住民や地域団体、公共サービス等が自主的に支えあいや助けあいの活動を進められるよう、連携して支援していきます。また、住民の主体的な活動に対し、インセンティブ制度の導入を検討します。

【主な実施事業】

■地域支援事業における生活支援体制整備事業

「今庄地区みんなの集まり」に続き、地域の課題を共有し地域でできる事を話し合い支え合う仕組みを生活支援コーディネーターなどと協力し整備します。

■地域福祉教室事業

行政職員や社会福祉協議会職員がサロン会場などに出向き、住民の暮らしの中での困りごとなどを把握し、課題解決に向けた助言や援助、情報提供を行うとともに、地域での支え合い活動の推進をはかります。

■関係各課や公共サービス事業者との連携

公共料金や公営住宅料金の未納のある家庭について、情報共有のあり方について検討し、早期支援に取り組みます。

【重要業績評価指標（ＫＰＩ）】

| 項目 | 単位 | 現状値 R6 | 目標値 R12 |
|---|----|-----------|------------|
| 生活支援体制整備事業 第二層協議体の設置 | か所 | 1 | 2 |
| 地域での活動をしていない（できない）理由「活動に参加する機会がないから」の割合 | % | 33.2 | 25 |
| 介護予防サポーターのボランティア活動（延べ） | 回 | 884 | 930 |

3 協働による地域づくり

(1) 福祉以外の分野との横断的な連携と対応の促進

福祉分野以外の庁内関係部局や団体と横断的な連携を強化し、地域共生社会の実現を目指していきます。

【主な実施事業】

■ボランティア活動推進事業 通称「ありがとうポイント」事業

はぴコインポイント付与による動機づけを行うことで高齢者の社会参加を促し、活動の場を広げ地域活動を支援するとともに、介護予防および高齢者等の健康増進をはかります。

■ちよこっと就労（県）

介護施設における介護に付随する業務に週に数日、数時間程度の頻度で従事するパートタイム就労について周知をはかることで活躍の場と人材の確保を進めます。

■ワーキングチーム会議の開催

生活課題を抱える世帯の状況把握や地域課題の共有、対策などについて関係部局や社会福祉協議会と協議する場を設けます。

【重要業績評価指標（KPI）】

| 項目 | 単位 | 現状値 R6 | 目標値 R12 |
|---------------|----|-----------|------------|
| ボランティアポイント発行数 | 回 | 0 | 100 |
| ちよこっと就労者数 | 人 | 22 | 35 |
| ワーキングチーム会議の開催 | 回 | 0 | 2 |

(2) 公私協働の促進

町、社会福祉協議会だけではなく、様々な団体や企業、学校等がそれぞれの事業について地域福祉推進の視点に立ち、横断的に連携した施策を推進していきます。

【主な実施事業】

■フードバンク事業による企業等の社会貢献活動

フードバンク活動は食品ロスを削減するだけでなく、食の支援が必要な世帯に対し食品の提供を行います。フードバンクを応援するフードドライブは、企業や自治体、学校や個人など誰でも参加できる社会貢献活動であり、「助け合いの輪」の広がりが地域のつながりを強くします。

■対象者を限定しない「居場所」から「活躍の場」事業

居場所に通い慣れ、ひきこもりなどの課題が改善した意欲のある住民への労働先として特定地域づくり事業協同組合等との協働体制を整えます。

【重要業績評価指標（KPI）】

| 項目 | 単位 | 現状値 R6 | 目標値 R12 |
|-------------------------------------|----|-----------|------------|
| フードバンク事業への協力企業等 | 団体 | 0 | 5 |
| マルチワーカーの調整等の特定地域づくり事業協同組合等との協働回数（延） | 回 | 0 | 5 |

1 協働・連携による計画の推進

(1) 住民や地域、関係団体などとの協働

本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくためには、民生委員児童委員協議会や自治会、ボランティア、NPO法人、サービス事業者、企業等との連携が必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報紙などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発に努め、既存の活動などと連携をはかりつつ、計画を推進します。

(2) 庁内の連携体制の強化

地域福祉施策の推進にあたり、福祉施策以外の教育施策や交通施策等、日常の生活に関連する分野との調整や協力などを行うため、庁内ワーキングチーム会議の開催等により庁内関係各課との連携をはかり、総合的かつ横断的な施策の推進に努めます。

(3) 行政と社会福祉協議会との連携の強化

本町のさらなる地域福祉の推進に向けて、行政と社会福祉協議会が定期的に情報共有や意見交換を行う等連携を強化し、事業の推進をはかります。

2 進行管理・評価

(1) P D C A サイクルに基づいた進捗管理

本計画の進行管理を目的に、町と社会福祉協議会において、各取り組み（事業等）の実施状況・進捗状況の検証を年1回以上行い、結果をホームページで公表します。さらに、検証結果を踏まえて各取り組みの評価を行い、必要な見直し・改善をはかります。この工程（P D C A サイクル）を繰り返すことで、本町の現状に即した実効性の高い計画となるよう努めます。

資料編

1 本計画策定の経緯

| 年 | 月 日 | 内 容 |
|------|-------------------|---|
| 令和7年 | 7月～8月 | 府内及び社会福祉協議会での事業の評価・検証 |
| | 7月17日（木） | 第1回 南越前町地域福祉計画等策定委員会 開催 (1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 地域福祉計画の概要について (3) 全体のスケジュールについて (4) アンケート調査(案)について (5) 第4次(現行)計画の検証について |
| | 7月30日（水）～8月15日（金） | 南越前町 地域で支え合い助け合う福祉のアンケート |
| | 10月10日（金） | 第2回 南越前町地域福祉計画等策定委員会 開催 (1) 地域で支え合い助け合う福祉のアンケート調査報告 (2) 第1回府内ワーキングチーム会議報告 (3) 第5次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画（骨子案） |
| | 12月17日（水） | 第3回 南越前町地域福祉計画等策定委員会 開催 第5次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案） |
| 令和8年 | 2月3日（火）～2月17日（火） | パブリックコメント |
| | 2月26日（木） | 第4回 南越前町地域福祉計画等策定委員会 開催 (1) 第5次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画（案） (2) 第5次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版） |
| | 3月 | 第5次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定提言 |

2 策定委員会設置要綱

○南越前町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

令和7年6月1日

南越前町告示第35号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条及び同法第109条の規定により、地域福祉の推進を図るための南越前町地域福祉計画及び南越前町地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するため、南越前町地域福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、南越前町保健福祉課及び南越前町社会福祉協議会事務局に置く。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず町長及び社会福祉協議会が行う。

別表(第3条関係)

次に掲げる団体を代表する者

| | |
|----|------------------------|
| 1 | 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 |
| 2 | 福井県丹南健康福祉センター |
| 3 | 越前地区保護司会 |
| 4 | 南越前町民生委員児童委員協議会 |
| 5 | 南越前町民生委員児童委員協議会 主任児童委員 |
| 6 | 南越前町ひまわり会 |
| 7 | 南越前町身体障害者相談員 |
| 8 | 南越前町社会教育委員会 |
| 9 | 南越前町母子寡婦福祉会 |
| 10 | 町内こども園 |
| 11 | 南越前町赤十字奉仕団 |
| 12 | 南越前町老人クラブ連合会 |
| 13 | 南越前町 |

3 策定委員名簿

5 0 音順、敬称略

◎=委員長、○=副委員長

第5次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月／令和8年3月

発行／南越前町 保健福祉課

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

TEL : 0778-47-8007 FAX : 0778-47-3605

社会福祉法人 南越前町社会福祉協議会

〒919-0227 福井県南条郡南越前町脇本 17-38-1

TEL : 0778-47-3767 FAX : 0778-47-3768